

2024年12月改訂版

PDF提供版

※印刷した冊子とは一部
内容が異なります。

確定拠出年金 老齢給付金請求の お手続き

～年金・一時金をお受け取りになる方へ～

本資料では、老齢給付金の受取方法や
請求手続きについてご案内しています。

- 老齢給付金は**60歳以降で受給要件を
満たした方**が受け取ることができます。
- 請求手続きには、所定の書類の提出が
必要です。
- 住所が変わった場合は必ず連絡が必要
です。

※裏面ページの「重要なご案内」を必ずご
確認いただき、今後の手続き内容を確認
してください。

! P7、P36、P38から請求手続きに必要な請求用紙や
添付台紙をダウンロードできます。P38ページに、
書類の送付先についてのご案内がありますので
ご確認ください。



準備編

- 受け取りまでの流れ … P.1
- 受給要件と請求時期 … P.2
- 受取方法 … P.3
- 年金で受け取る場合 … P.5
- 請求の手続方法の
選択と必要書類 … P.7

第1章

- Webによる
ID・暗証番号再発行
／住所変更手続き … P.9

WEB
手続き①

手続き編

- 年金計画作成 … P.10
- 全額年金・年金一時金
併給受取の手続き … P.13
- 年金受給開始後
について … P.15
- 一時金受取の手続き … P.17
- 申告書の記入方法 … P.19

第2章

- Webによる請求書類
作成手続き … P.30

WEB
手続き②



- よくあるご質問 … P.33

FAQ

- 記入用紙のご案内 … P.36
それぞれの書類をクリックいただくと、
請求書や台紙をダウンロードできます。
- 退職所得の受給に
関する申告についての
注意事項 … P.37
- 記入用紙の
ダウンロードと書類の
送付先について … P.38
- 運用指図者諸変更届に
関するご案内 … P.39

記入用紙



三井住友信託銀行
SUMITOMO MITSUI TRUST BANK

老齢給付金の受給にあたって

- ▶ 企業を退職しただけでは、老齢給付金を受け取ることができません。
- ▶ 60歳到達時点で、確定拠出年金の加入期間が10年未満の方は、60歳でのお受け取り手続きはできません。
- ▶ 60歳到達時点までに加入していた年数に応じて、受給開始年齢が決まります。詳しくは、P.2の「老齢給付金の受給要件の確認と請求時期の決定」のページをよくご確認ください。
- ▶ 受給開始年齢に到達し受給権が発生しましたら、書類のご提出が可能になります。受給権についてはP.2をご参照ください。
- ▶ なお、裁定請求書類をご提出後は、請求手続きを取り下げることができません。

運用指図者の方が新たに企業型DCの資格を取得する場合について

60歳以降の方でも、転職先等で企業型DCの加入要件に該当する場合は、企業型DCに新規で加入することが可能です。ただし、以下の点についてご注意ください。

- ▶ 企業型DCの老齢給付金を受給済の方は、転職先等で企業型DCに新規で加入することはできません。
- ▶ 既存の企業型DCの裁定請求手続きが完了する前に、別の企業型DCにおいて加入者の資格を取得されていることが判明した場合、お手続きのタイミングによっては裁定請求手続を行えない場合があります。
- ▶ 原則、企業型DCは2つ保有することができないため、お客さまご自身で移換等のお手続きをされていない場合でも、既に保有している企業型DCの個人別管理資産が新たに加入した企業型DCに自動的に移換される場合があります。

企業型DCを資格喪失された方の個人型DC(以下iDeCo)加入について

- ▶ 公的年金を受給していない厚生年金保険の第2号被保険者(企業に勤務されている方)と国民年金任意加入被保険者(保険料納付済期間等が480月未満の方且つ任意で掛金を拠出している方)は、企業型DCを資格喪失しても65歳までiDeCoに加入し掛金を拠出することが可能です。また、企業型DCの資産をiDeCoに移換することもできます。

一時金請求の場合のお受け取りにかかる時間について(※年金・一時金併給の一時金含む)

- ▶ 確定拠出年金のお支払いには、不備のない書類を受付後通常1か月～2か月程度かかります。また、掛金や制度移換金・移換金が未入金の場合は、さらに時間がかかることがあります。受け取りまでの流れについてはP.1をご参照ください。
- ▶ 企業型DCとiDeCoで2つDCを保有されているような場合は、原則ひとつずつ順番に請求手続きをしていただくことになるため、すべてのお支払いが完了するまでに4か月程度かかることがあります。2つのDCをお持ちの場合について、詳細は後述の「企業型DCとiDeCoの2つのDCをお持ちの場合の注意事項」をご確認ください。
- ▶ 自動移換されていた資産をiDeCo等に移換し請求手続きを行う場合、請求に必要なデータ(受給権発生時期等)が全て反映されてからお手続きが可能となります。通常手続き開始まで、資産額の移換に約2か月、加入期間等のデータ移換にプラス約2か月の計4か月程度必要となります。

企業型DCとiDeCoの2つのDCをお持ちの場合の注意事項

- ▶ 原則企業型DCとiDeCoの受け取り手続を同時並行で行うことはできません。先に受け取ったDCの源泉徴収票がお手元に届いてから、次のDCの受け取り手続を行います。
- ▶ 企業型DCとiDeCoは別口座ですので、退職所得控除額はそれぞれ別々に計算します。2つのDCを同年で受け取った場合や、2つのDCを片方にまとめてから(移換してから)受け取り手続をした場合は、重複期間を除く2つの口座の期間を通算しますので、非課税枠が増える場合があります。
- ▶ まとめるための移換手続きは商品の売却を伴います。手続きには2か月前後かかり、その間、商品を変更できない期間や運用できない期間が発生します。

必ず皆さまご一読ください。

住所が変わった場合のお手続きについて(※資格喪失後にご自身で住所変更のお手続きが可能となります)

- ▶ 住所変更は、ユーザーID、暗証番号お持ちの方はWebでのお手続きが可能です。詳細はP.9をご参照ください。または、当資料巻末にある「運用指図者諸変更届」をご記入のうえ、三井住友信託銀行 確定拠出年金管理部 へご郵送ください。送付先についてはP.38をご参照ください。

※iDeCoの方は、Webによる住所変更のお手続きはできません。手続き方法は三井住友信託確定拠出年金コールサービスへお問い合わせください。

❗ 住所不明等により郵便物をお届けできない場合、最終的に給付金をお受け取りいただけない場合がございます。十分ご注意ください。

退職所得の源泉徴収票保管のお願い

- ▶ 確定拠出年金(DC)の老齢給付金を一時金、もしくは一時金・年金の併給で受け取る際、DCの老齢給付金をお受け取りになる年および前年以前19年以内に他の制度の退職所得のお受け取りがある場合は、その制度から発行された「退職所得の源泉徴収票(写し可)」を提出し、申告する必要があります。退職所得の税計算のために、既に使用した退職所得控除額を考慮して今回使用できる退職所得控除額を決定します。そのため、過去に受取った源泉徴収票を添付して提出する必要がありますので、ご退職時に受取った源泉徴収票は無くさないよう大切に保管をお願いします。

その他ご留意事項

- ❗ 非居住者の方や障害給付の受給要件を満たさず方、代理人記入、代理人請求を行う方は、本冊子に記載されている手続き内容とは異なります。詳しくは、三井住友信託確定拠出年金コールサービスまでお問い合わせください。
- ❗ 万が一受給前や年金受給中に亡くなられた場合、ご遺族に死亡一時金としてお支払いいたします。受取人は確定拠出年金法で定められた法定順位によって決まりますが、事前に受取人指定を行った場合、法定順位にかかわらず指定された方が受取人となります。これにより、加入者等の希望する者が死亡一時金を受け取ることができるだけでなく、ご遺族からの提出書類を一部簡略化することができます。指定可能なご遺族など詳細はP.41をご確認ください。

目次

第1章 準備編

- 1-① 老齢給付金受け取りまでの流れ P.1
- 1-② 老齢給付金の受給要件の確認と請求時期の決定 P.2
- 1-③ 老齢給付金の受取方法 P.3
- 1-④ 年金で受け取る場合 P.5
- 1-⑤ 老齢給付金請求の手續方法の選択と必要書類の準備 P.7

WEB手続き① WebによるID・暗証番号再発行／住所変更手続き P.9

第2章 手続き編

- 2-① 年金計画作成 P.10
- 2-② 全額年金、年金・一時金併給で受け取る場合の手續き P.13
- 2-③ 年金受給開始後について P.15
- 2-④ 一時金で受け取る場合の手續き P.17
- 2-⑤ 退職所得の受給に関する申告書の記入方法 P.19

WEB手続き② Webによる請求書類作成手續き P.30

FAQ よくあるご質問 P.33

ご参考 障害給付金のお手續きについて P.35

記入用紙 記入用紙のご案内 P.36

受取書類のご案内

退職所得の受給に関する申告についての注意事項

① 裁定請求書(全額一時金 受取の際に提出)

② 退職所得の受給に関する申告書(全額一時金または年金・一時金併給 受取の際に提出)

③ 裁定請求書(年金・一時金併給または全額年金 受取の際に提出)

④ 裁定請求書(商品選択一覧)(別紙)

⑤ 障害給付金帳票

⑥ マイナンバー関係書類 貼付台紙(全受取で提出)

⑦ 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票 貼付台紙(全額一時金または年金・一時金併給 受取の際に提出)

運用指図者諸変更届に関するご案内 P.39

企業型確定拠出年金運用指図者の皆様へ

三井住友信託銀行が提供する確定拠出年金 運用指図者サービスご利用規定 P.42

❗ 非居住者の方や障害給付の受給要件を満たす方、代理人記入、代理人請求を行う方は、本冊子に記載されている手續き内容とは異なります。詳しくは、三井住友信託確定拠出年金コールサービスまでお問い合わせください。

※本書で使用している画像はサンプルであり、内容についての整合性はありません。また、特定の運用商品を推奨することを目的としているものではありません。

※本資料は2024年12月1日の情報で作成しています。

※本資料に掲載しておりますWEB画面はイメージです。実際のものとは異なる場合があります。

1-① 老齢給付金受け取りまでの流れ

STEP 1 老齢給付金の受給要件を確認し請求時期を決めましょう

≫ 準備編「1-② 老齢給付金の受給要件の確認と請求時期の決定」…………… (P.2)

❗ iDeCoに60歳を超えて加入(拠出)している方が、iDeCoの資産を65歳未満で請求する場合は、iDeCoの資格喪失手続きが必要となります。

STEP 2 老齢給付金の受取方法を検討しましょう

≫ 準備編「1-③ 老齢給付金の受取方法」…………… (P.3)

≫ 準備編「1-④ 年金で受け取る場合」…………… (P.5)

STEP 3 老齢給付金の請求手続きの方法を選びましょう

≫ 準備編「1-⑤ 老齢給付金請求の手続方法の選択と必要書類の準備」…………… (P.7)

STEP 4 老齢給付金の請求手続きをしましょう

≫ 書類による手続き → 「第2章 手続き編」…………… (P.10)

❗ 投資信託等をお持ちで手続き途中での価格変動を避けたい場合は、あらかじめ元本確保型商品に預替を行うことをご検討ください。

必要書類は弊社宛に提出してください。(記入用紙は巻末P.38以降にありますので、切り取って使用してください。) **受給権発生後に弊社に届くよう**、提出してください。(受給権についてはP.2をご参照ください。)

STEP 5 給付裁定の結果を受け取ります

▶ 一時金の場合…「給付金支払のお知らせ」が送付されます。

振込金額や振込先、源泉徴収された税額などが記載されています。

「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」も添付されており、確定申告を行う場合や、他の退職手当等を受け取る際に必要になることがありますので、大切に保管してください。

▶ 年金の場合…「給付裁定結果のお知らせ」が送付されます。

支給予定期間・年間支給回数・支給日・年金額等が記載されています。年金受給中は大切に保管してください。

▶ 一部を一時金、残りを年金で受け取る場合…上記の両方のお知らせが送付されます。

❗ 提出書類に不備があったなどの理由で支給できない場合は、別途連絡をさせていただきます。

* 給付裁定の結果に関するお知らせは、NRK(日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社)より送付されます。



NRK

▶ NRK(日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社)は、確定拠出年金制度において、記録関連業務を行う会社です。記録関連業務とは、加入者等からの運用指図のとりまとめ、資産などの記録管理、給付を受ける権利の裁定などが主な業務です。

STEP 6 老齢給付金を受け取ります

▶ 年金を選択した場合、選択した期間、回数で年金が支給されます。

▶ 一時金を選択した場合は一括で支払われます。

❗ 一時金のお支払いまでに要する期間は保有商品等により異なりますが、通常弊社が書類を受付けてから1か月~2か月程度かかります。また、掛金や制度移換金・移換金が未入金の場合は、さらに時間がかかることがあります。

❗ 給付の際には、一時金・年金どちらの場合も、1回の受け取りにつき給付事務手数料が給付金から差引かれて送金されます。

STEP 7 老齢年金受給開始後について

≫ 「2-③ 年金受給開始後について」…………… (P.15)

1-2 老齢給付金の受給要件の確認と請求時期の決定

▶60歳到達時点(60歳になる誕生日の前日)で、通算加入者等期間が10年以上であれば、60歳から75歳までの間に、ご自身で請求することにより老齢給付金を受け取ることができます。請求時期はご自身でお決めください。他の確定拠出年金の加入者等期間を通算することにより、受給権を満たす場合があります。詳細は、三井住友信託確定拠出年金コールサービス(0120-99-4143)にお問い合わせください。

❗ 確定拠出年金では、企業を退職しただけでは老齢給付金を受け取ることはできません。受け取ることができるのは、退職の有無にかかわらず、60歳以降の受給権取得後となります。

❗ すぐに受け取らない場合は、運用が継続されます(受け取りをしない場合は手続きやお申し出は不要です)。75歳の誕生日の3か月前までに請求手続きを行ってください。給付請求されないまま75歳の誕生日の前日を迎えると、一時金のみ(年金での受給不可)の取り扱いとなります。

▶通算加入者等期間が10年未満の場合には、下記のとおり受給権を取得する年齢が異なります。



❗ ご加入の制度(プラン)によっては、資格喪失年齢が60歳超に定められていることがあります。その場合は、(I) 資格喪失年齢到達、(II) 上記の受給開始年齢到達の2つの要件を満たしたときに老齢給付金の受給権を取得します。60歳以降かつ資格喪失年齢未満での加入資格喪失については、退職した場合で(II)の要件を満たしたときに限り、老齢給付金の受給権を取得します。

「通算加入者等期間」について

通算加入者等期間は、60歳までの①～③の合計となります。

- ①企業型確定拠出年金の加入者期間および運用指図者期間
- ②他の企業年金・退職一時金から確定拠出年金に移換があった場合は、移換元制度の対象勤続期間
- ③個人型確定拠出年金の加入者期間および運用指図者期間

他の確定拠出年金の加入者等期間を通算することにより、受給権を満たす場合があります。詳細は、三井住友信託確定拠出年金コールサービス(0120-99-4143)にお問い合わせください。

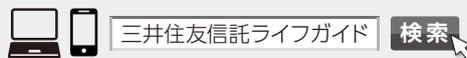
❗ 資格喪失年齢が60歳超となっている場合でも、通算加入者等期間は60歳までの期間となります。

インターネットで通算加入者等期間を確認する方法※

※他の確定拠出年金の加入者等期間は含まれておりません。

- 加入者さまの専用ページをクリックします。※2
- 「ユーザーID」と「パスワード」を入力します。
- 「ログオン」ボタンをクリックします。
- 「加入者情報の照会・変更」ボタンをクリックします。※どの画面を表示していても、必ず画面上部に表示されています。

「三井住友信託ライフガイド」へアクセス



参考 「三井住友信託DCネットサービス」では、ライフプランシミュレーションを行うことができます。確定拠出年金の年金計画を立てる際に、参考にしてください。

5 「通算加入者等期間」が表示されます。

※1 実際の画像とは異なる場合がございます。
 ※2 ユーザーID・パスワードが不明な場合の再発行手続きはP.9を参照してください。

1-3 老齢給付金の受取方法

▶ 老齢給付金の受取方法は、「全額を一時金」「全額を年金」「一部を一時金、残りを年金」があります。

❗ 税金や手数料は受取方法を決めるうえで、重要なポイントになります。

❗ ご加入の制度(プラン)によっては60歳以降の手数料が自己負担となる場合があります。

	税金	ご留意点
全額を一時金	<ul style="list-style-type: none"> ● 所得区分: 退職所得(他の所得と分離して課税、ただし同じ課税年分の退職所得は合算して課税) ● 適用控除: 退職所得控除(勤続年数の基礎となる期間により異なる) ● 課税対象: $\left(\begin{array}{c} \text{退職手当} \\ \text{等の金額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{退職所得} \\ \text{控除額*1} \end{array} \right) \times \frac{1}{2}$ *1 退職所得控除額は、同年及び前年以前19年以内の退職所得と調整して計算します。 <p>※ 特定役員等が受け取る退職手当等、勤続年数が5年以下で受け取る短期退職手当等から退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分については、1/2されませんのでご注意ください。</p>	一時金を受け取りの際には、給付事務手数料が給付金から差引かれます。
全額を年金	<ul style="list-style-type: none"> ● 所得区分: 雑所得(他の所得と合算して総合課税) ● 適用控除: 公的年金等控除(年齢・公的年金等の総収入金額により異なる) ● 課税対象: $\left(\begin{array}{c} \text{公的年金等} \\ \text{の収入金額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{公的年金等} \\ \text{控除額*2} \end{array} \right)$ *2 公的年金等控除額は、他の公的年金等の収入金額と合算して計算します。 <p>年金額に対し7.6575%が源泉徴収されるため、確定申告で過不足を調整してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 年金受取の際には、1回の受け取りにつき給付事務手数料が給付金から差引かれます。 ● (手数料が自己負担の場合)年金を受け取っている間、上記以外にも毎月所定の手数料がかかります。毎回給付金から差引かれます。
一部を一時金、残りを年金	一時金部分は「全額を一時金」参照 年金部分は「全額を年金」参照	一時金部分は「全額を一時金」参照 年金部分は「全額を年金」参照
受け取らず運用継続	運用益は非課税 ただし年金資産は特別法人税の対象(現在は課税凍結中) 一部を一時金で受け取り、残りの受取方法を決めないまま運用継続することはできません。	(60歳以降の手数料が自己負担の場合)毎月所定の手数料がかかります。毎年3月に資産が一部取崩されて支払われます。なお、取崩しの結果充当すべき金額を上回り余剰が発生した場合は、掛金の運用割合で指定されている運用商品を買付します。掛金の運用割合指定がない場合は未指図資産(運用の指図がされていない資産)となります。

▶ 課税についての詳細は、国税庁のホームページ等をご覧ください。お近くの税務署へお問い合わせください。また、地方税につきましては、お住まいの地方公共団体の担当窓口へお問い合わせください。

※ 手数料の詳細(自己負担の有無・金額)については、「プランのポイント(「制度の情報」ボタンをクリック)」などでご確認ください。(次ページをご参照ください。)

なお、給付の際、自己負担分の手数料(資産から充当すべき手数料)で未払分があるときは、一時金や年金の給付金から差引かれて支払われます。

※ 選択できる老齢給付金の受取方法は、ご加入のプランによって異なりますのでご注意ください。詳細は「制度の情報」「年金計画作成のお知らせ」などで確認することができます。

※ 障害給付を受給する場合は一時金・年金とも非課税となります。受給要件についてはP.35をご確認ください。

※ 海外にお住まいの方(非居住者)は課税内容が異なりますのでご注意ください。

▶ 年金での受け取りを選択する場合には、分割取崩型商品と年金商品があります。

➡ [【参考】P.5 1-4 年金で受け取る場合](#)

❗ 年金での受け取りを選択した場合、その後任意に一時金で受け取ることや、支給予定期間・年間支給回数を変更することは原則できません。受取方法を決める際は十分ご検討ください。なお、例外的に変更できるケースは、「2-3 「年金受給開始後について」の年金計画の変更が可能な場合」に限られます。

➡ [【参考】P.15 2-3 「年金受給開始後について」の年金計画の変更が可能な場合](#)

インターネットで「制度(プラン)の情報」を確認する方法

▶「三井住友信託ライフガイド」へアクセス  三井住友信託ライフガイド 検索 

1 三井住友信託ライフガイドの「確定拠出年金」画面から確認する方法

1 お勤め先の専用ページをクリックしてください。

2 「企業コード」と「プラン番号」を入力します。

3 「ログオン」ボタンをクリックします。

4 ログオンが完了し、「三井住友信託ライフガイド」(加入プラン専用サイト)が表示されます。
※「三井住友信託ライフガイド」(加入プラン専用サイト)の画面イメージは、プランもしくは企業により異なります。

5 「確定拠出年金」ボタンをクリックします。

6 「制度の情報」ボタンをクリックします。



2 「三井住友信託確定拠出年金ネットサービス」から確認する方法

1 加入者さまの専用ページをクリック

2 「ユーザーID」と「パスワード」を入力します。
※ユーザーIDとパスワードが不明な場合の再発行手続きはP.9を参照してください。

3 「ログオン」ボタンをクリックします。

4 「三井住友信託確定拠出年金ネットサービス」にログオン後に「制度の情報」ボタンをクリックします。



※実際の画像とは異なる場合がございます。

1-4 年金で受け取る場合

年金での受け取りイメージ

① 分割取崩型商品

これまでと同様に、さまざまな商品（定期預金や投資信託等）で運用を続けながら、選択した支給予定期間にわたって、ご自身の指定する割合で商品を解約しながら給付金を受け取る方法です。分割取崩型商品の支給方法として、全期間一律の「均等払い」、給付年度ごとに指定する「割合指定」のいずれかを選択します。

【例】5年・均等払い・年1回受け取り



● 1回あたりの年金受取額（均等払いの場合）＝

$$\frac{\text{裁定請求月前月末の個人別管理資産額}}{\text{支給予定期間(年数)}} \div \frac{\text{年間支給回数}}$$

※「割合指定」を選択したときは「裁定請求月前月末の個人別管理資産額×給付年度ごとの指定割合（5%～50%）÷年間支給回数」で算出します。

※毎回、所定の年金額になるように商品の売却を行いますが、売却時の投資信託の基準価額の変動等により、実際の年金支払額は変動します。

● 裁定後も引続き運用を行います。そのため運用状況によっては最後の支給時に残金を加えた金額を受け取ることができる場合や、逆に不足して短い支給期間になる場合があります。

● 年金受取中に亡くなられた場合、分割取崩型商品を全額解約して死亡一時金としてお支払いします。

② 年金商品

生命保険会社が提供する商品で、ご自身での運用は行いません。裁定請求時に選択した割合で年金商品を購入し、生命保険会社で所定の年金支給額を決定します。

● 確定年金

一定額をあらかじめ定められた支給期間（確定期間）にわたって年金として受け取る方法です。

【例】5年確定年金・年1回受け取り



※確定期間中に亡くなられた場合、残りの確定期間内の年金現価相当額を死亡一時金としてお支払いします。

● 終身年金（保証期間付）

一定額を生涯にわたって年金として受け取る方法です。

【例】5年保証期間付終身年金・年1回受け取り



※保証期間中に亡くなられた場合、残りの保証期間に対する年金現価相当額を死亡一時金としてお支払いしますが、年金原資を下回ります。

①と②を組み合わせることも可能ですので、ご自身のライフプランにあわせてご検討ください。

年金の支給開始月

▶ 年金の支給は、裁定請求日（弊社が不備のない書類を受付した日）の翌月分から開始しますが、実際の支払いは、翌々月以降に到来する最初の支給月となります。

※ 初回の支給額は、裁定請求日の翌月分から最初の支給月前月分までとなりますので、指定した月数分とならない場合があります。

※ 弊社が不備のない書類を受け付けた日時点で掛金や移換金等の未入金のご資産がある場合は、裁定請求日は書類を受付した日ではなく、翌月以降になる場合があります。

※ 年金支払のために保有商品を売却・現金化するには相当の日数を要します。そのため、裁定請求書を年金支給月の前々月下旬に提出する場合、予定の支給月に間に合わず、次の支給月から支給開始に変更させていただく場合があります。

年金の支給予定期間・年間支給回数・支給月・年金支給日

- ▶ プランによって1つまたは複数の選択肢が規約に定められています。
詳細は「年金計画作成のお知らせ」「制度の情報」などをご確認ください。

※年1回払など、少ない支給回数を選択すると、初回の支給日が最大1年以上先となることがあります。

※最後の年金支給は、通常の年金支給日とは異なります。

➡ 【参考】P.10～12 **2-1** 年金計画作成

- ◀ **〈支給事例〉** 年金は、支給対象月の最後の月の翌月に、支給対象月の年金を支給するという後払いになります。例示すると以下ようになります。

裁定請求日 : 2022年7月10日
 支給予定期間 : 5年
 年間支給回数 : 年4回(3月・6月・9月・12月)
 年金支給日 : 該当月の1日
 選択商品 : 分割取崩型商品



※支給予定期間の最後の月の末日に終身年金以外の個人別管理資産がある場合、翌月以後に残額のすべてが支給されます。(年金支給日は通常の支給日とは異なります。)

⚠ 支給予定期間中に個人別管理資産が無くなったときは、その時点で年金の支給は終了します。

給付裁定後の運用商品預替の制約

- ▶ 給付裁定後は、分割取崩型商品と年金商品間、あるいは年金商品間での運用商品預替を行うことはできません。商品の選定にあたっては十分にご検討ください。
- ▶ 給付裁定後も分割取崩型商品間の運用商品預替は行うことができます。ただし、運用商品預替の時期によっては、年金支給が遅延する場合があります。
- ▶ 年金支給のための資産売却処理中は、運用商品預替を行えない場合があります。

1-5 老齢給付金請求の手続方法の選択と必要書類の準備

必要書類の準備

▶老齢給付金の請求方法、受取方法に応じて、それぞれ以下の書類の提出が必要です。●は提出が必要な書類です。
※提出いただいた書類の返却はできませんので、必要な方はコピーを取ってから提出してください。

入手方法	必要書類	受取方法			備考
		全額を一時金で受け取る場合	一部を一時金、残りを年金で受け取る場合	全額を年金で受け取る場合	
右記をクリックしてダウンロード	裁定請求書 (一時金)	●			➡ 記入方法P.17
	裁定請求書 (年金・年金・一時金併給)・(商品選択一覧)		●	●	➡ 記入方法P.13~P.14
	裁定請求書 (商品選択一覧) (別紙)		●*	●*	※(別紙)は保有商品が多い場合にご利用ください。
ご自身で準備	受取人の印鑑証明書	●	●	●	本人確認のために必要です。弊社が不備のない書類を受付した時点で発行日から3か月以内の原本を提出してください。(コピーは不可)
	受取人の個人番号カード(両面) ※マイナンバー関係書類貼付台紙に貼り付けて提出してください。	●	●	●	マイナンバーの番号確認および身元確認のために受取人の個人番号カード(両面のコピー)が必要です。弊社が不備のない書類を受付した時点で有効期限内のものを提出してください。 個人番号カードをお持ちでない場合 マイナンバーの番号確認および身元確認のためP.8に記載している①番号確認書類のいずれか、と②身元確認書類のいずれか2点の提出が必要です。
右記をクリックしてダウンロード	退職所得の受給に関する申告書	●	●		お受取になる確定拠出年金の一時金に対し退職所得控除(税制優遇)を適用するために必要な書類です。提出なしでも手続きはできますが、その場合当社では退職所得控除の適用処理は行わず、支払金額に対し、20.42%の所得税で源泉徴収して送金となります。この場合、後日ご自身による確定申告を行うことで退職所得控除の適用が可能です。 ➡ 記入方法P.19~P.29
退職手当等の支払元となる勤務先や金融機関等より発行	他の退職所得の源泉徴収票・特別徴収票 (又はそのコピー) ※退職所得の源泉徴収票・特別徴収票貼付台紙に貼り付けて提出してください。	●	●		他の退職手当等からの所得がある旨を「退職所得の受給に関する申告書」に記入した際に、提出します。上記申告書が正しく記入されているか確認するため、必ず弊社への提出が必要です。源泉徴収票が手元がない場合は、発行元に再発行を依頼してください。現在手続き中でまだお手元に届いていない「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」がある場合は、発行されるのを待ってから書類を提出してください。本年および前年以前19年以内に退職所得(退職金)のお受け取りがない方は提出が不要です。
必要に応じて右記をクリックしてダウンロード	運用指図者諸変更届	提出いただく確認書類等と登録住所や氏名が相違している場合、登録内容の変更が必要になります。変更が必要な場合、ご提出ください。記入方法および添付書類等の詳細についてはP.39~41をご参照ください。 ※iDeCoの方は当書類による変更手続きは行うことができません。			

本年および前年以前19年以内の「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」(又はそのコピー)は**全て**ご提出ください。

❗ 以下の点にご注意ください。

1. 老齢給付金請求における本人確認とマイナンバー身元確認に必要な書類は異なりますのでご注意ください。
2. 「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」の本紙を提出する場合は、弊社からご返却はいたしませんので、本紙がお手元に必要な場合はコピーをご提出ください。

書類を記入したら、最後にもう一度必要書類を確認のうえ、送付してください。(裏表紙の提出書類チェックリストをご確認ください)

マイナンバー確認書類の提出について

- ▶ マイナンバーをご提出いただく際には、「番号確認」と「身元確認」が必要となります。
老齢給付金の裁定請求書に添付いただくマイナンバー確認書類の組み合わせは、以下のとおりとなります。

個人番号カード(写真付きのもの)をお持ちの場合

<p>■ 個人番号カード (両面のコピー)</p>	<p>個人番号カード(表面)のコピー</p> 	<p>個人番号カード(裏面)のコピー</p> 
-------------------------------	---	---

個人番号カードをお持ちでない場合(番号確認と身元確認の両方の提出が必要です。)

■ 番号確認(マイナンバーを確認する) 下記いずれか一つ	■ 身元確認(提出者の身元を確認する) 下記いずれか一つ ※写真付きの書類
<p>・通知カード(両面)のコピー</p>  <p>※2015年10月から各市町村より住民票のご住所へ郵送されているものです。</p> <p>通知カードに記載されている内容(氏名や住所)に変更がある場合、マイナンバー(個人番号)の確認書類として使用できません。</p> <p>※通知カードの記載事項に変更がない場合は使用できます。 ※裏面に変更後の氏名や住所が記載されている場合は使用できます。</p> <p>・住民票の写し (マイナンバー記載ありの原本。発行から6か月以内のもの)</p> <p>・住民票記載事項証明書 (マイナンバー記載ありの原本。発行から6か月以内のもの)</p>	<p>・運転免許証 コピー(有効期限内。表面・裏面)</p> <p>・運転経歴証明書 コピー(2012年4月以降発行分)</p> <p>・パスポート コピー(氏名・生年月日・有効期限・写真のページと現住所が記載されている所持人記入欄のページのコピー) ※2020年2月4日以降申請の、所持人記入欄がないパスポートは使用できません。</p> <p>・在留カード コピー(有効期限内)</p> <p>・特別永住者証明書 コピー(有効期限内)</p> <p>・住民基本台帳カード コピー(有効期限内)</p> <p>※上記書類いずれもご用意できない場合は、三井住友信託確定拠出年金コールサービス(0120-99-4143)までご連絡下さい</p>

❗ お客様がこれまで受け取られた退職金等の課税状況を確認いただくことで、適正な税務申告が可能となります。
ご提出いただく「他の退職所得の源泉徴収票」をもとに通知いただく退職金情報等について後日不足が判明し、納税額の補正の際に追加納税分が発生した場合には、お客様のご負担となりますので、ご了承ください。P.37の「退職所得の受給に関する申告についての注意事項」も合わせてご確認ください。

WebによるユーザーID・暗証番号再発行のお手続き方法

- ▶ 「三井住友信託ライフガイド」の加入者さまの専用ページや、「NRK 確定拠出年金Webサービス」にログインする際は、ユーザーIDと暗証番号が必要です。ご不明な場合は再発行手続きを行ってください。再発行はWebから行うことが可能です。



「パスワード再発行手続きはこちらから」をクリックし、「NRKをご利用の方」の再発行ボタンを押下



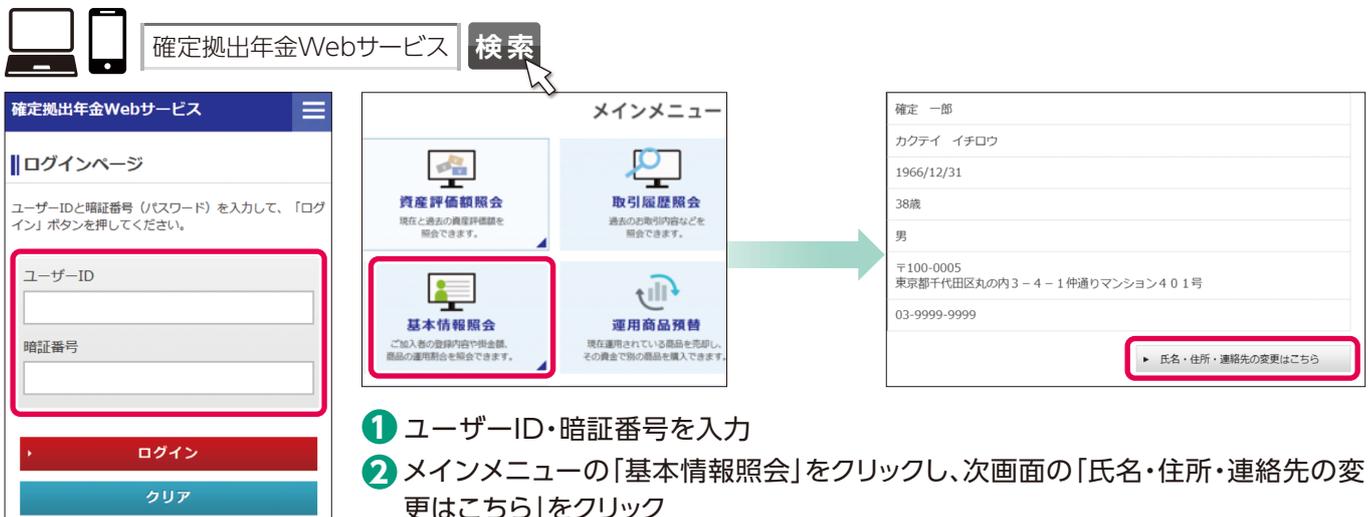
「加入者さまの専用ページ」をクリックし、次ページの「パスワード再発行手続きはこちらから」をクリック「NRKをご利用の方」の再発行ボタンを押下

- 再発行の際は、「加入者番号」が必要です。(加入者番号はご加入の際に配付されたハガキや「確定拠出年金・残高のお知らせ」などに記載されています。)
- お電話でも再発行手続きが可能です。(お電話でのお手続きの際も「加入者番号」が必要です。)
- 再発行手続きが完了すると、NRKより『ユーザーIDのお知らせ』(ハガキ)が現在NRKに登録されている住所(またはお勤め先)へ送付されます。なお、メールアドレス登録済みの方がユーザーIDの再通知手続きをされた場合、登録済のメールアドレスに通知されます。

Webによる住所変更のお手続き方法

- ▶ 確定拠出年金の残高や手続きに関するお知らせを郵送にてご案内しております。ご住所に変更があった場合は必ず住所変更のお手続きを行なってください。Webから住所変更手続きを行なうことができます。

※個人型DC (iDeCo)の方は、Webによる住所変更のお手続きはできません。手続き方法は三井住友信託確定拠出年金コールサービスへお問い合わせください。



- ① ユーザーID・暗証番号を入力
- ② メインメニューの「基本情報照会」をクリックし、次画面の「氏名・住所・連絡先の変更はこちら」をクリック

- ①のユーザーID・暗証番号が不明な場合は、三井住友信託確定拠出年金コールサービスへご連絡ください。
- 住所変更は帳票でも可能です。「運用指図者諸変更届」をご記入のうえ、三井住友信託銀行 確定拠出年金管理部へご郵送ください。(記入方法および添付書類等の詳細についてはP.39～41をご参照ください。)

2-1 年金計画作成

▶老齢給付金は、セカンドライフのライフプランによって、いつ請求したらよいのか、どの受取方法が適しているのか、一様ではありません。老齢給付金の受給権を取得すると、「年金計画作成のお知らせ」（正式名称は「確定拠出年金のお受け取り手続きに関するご案内（年金計画作成のお知らせ）」）が送付されますので、税金や手数料等も考慮のうえそのお知らせを使ってご自身の年金計画を立て、請求手続き（「裁定請求書」への記入）をすることになります。

※「年金計画作成のお知らせ」はNRK（日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社）から送付されます。送付される時期は、受給権取得日の翌月中旬頃になります。60歳到達月（資格喪失年齢が60歳超となっている場合は、「当該資格喪失年齢到達月」または「60歳以降退職した日の翌日が属する月」）の末日までに入金されていない制度移換金や移換金がある場合は、入金完了日の翌月以降となります。

※「年金計画作成のお知らせ」に記載されている「年金額の計算時にこの基準額を参考にできる期間」は、そのお知らせを使用した手続きの目安ですので、その期間内に手続きを行わなければならないというものではありません。また、記載されている個人別管理資産額は、基準日時点の金額になります。その後の価格変動によって変化しますので、ご注意ください。

※「全額一時金」で受け取る場合は、「年金計画作成のお知らせ」を使用せずに手続きをすることも可能です。

※受給できる年齢に到達してすぐに老齢給付金の請求を行わない場合は、請求を希望する時に新しい「年金計画作成のお知らせ」の作成をすることができます。三井住友信託確定拠出年金コールサービスまでご連絡ください。

❗ 60歳（資格喪失年齢が60歳超となっている場合は、「資格喪失年齢」または「60歳以降の退職した日の翌日の属する月」）になった時点でまだ入金されていない掛金や制度移換金・移換金がある場合、「全額一時金」で受け取る時は入金後に、「全額年金」「一部を一時金、残りを年金」で受け取る時は入金の翌月以降に、手続きをしてください。

① 給付形態の選択

- 「全額一時金」を選択する場合は、「**2-4** 一時金で受け取る場合の手続き」(P.17)へ進んでください。
- 「全額年金」・「一部を一時金、残りを年金」を選択する場合は、「**2-2** 全額年金、年金・一時金併給で受け取る場合の手続き」(P.13)をご参照のうえ下記の②以降もご確認ください。

② 一時金支給の割合指定

「一部を一時金、残りを年金」で受け取る場合、現在保有している商品(次ページ **A**)ごとに一時金の受取割合を指定します。指定する割合は、「老齢一時金割合指定方法」欄(次ページ **1**)に記載されている割合に「0%」を加えた中から選択します。指定した割合の残りの部分が年金での受け取りとなります。

③ 年金給付パターンの選択

年金で受け取る場合、「1.分割取崩型商品のみ」、「2.分割取崩型商品と年金商品」、「3.年金商品のみ」の3つの年金給付パターンがあります。ただし、「2」「3」を選ぶことができるのは、「年金支給(年金商品)のラインナップ」欄(**C**)がある場合のみになりますので、まず年金商品を選択できるかどうかを確認したうえで、年金給付パターンを決めます。

←【参考】P.5 **1-4** 年金で受け取る場合

④ 年金選択時の振分割合の指定

現在保有している商品(**A**)について、商品ごとに、分割取崩型商品と年金商品との比率を指定します。(1%単位で指定することが可能です。)

※上記②で指定した一時金支給の割合を含め、合計が100%になるように指定します。

⑤ 商品選択と振分割合の決定

上記④で決定した分割取崩型商品と年金商品の比率に基づいて、それぞれ具体的に商品を選択し、選択した商品ごとに振分割合を決めます。

・分割取崩型商品は、「年金支給(分割取崩型商品)のラインナップ(新規購入可能商品)」欄(**B**)から選択します。現在保有している商品ごとに8商品まで選択できます。(現在保有している分割取崩型商品を選択することもできます。)

・年金商品は、「年金支給(年金商品)のラインナップ」欄(**C**)から選択します。現在保有している商品ごとに4商品まで選択できます。ただし、終身年金を除き、同一の支給予定期間の年金商品しか選択できません。

※分割取崩型商品・年金商品ごとに、合計が100%になるように指定します。

⑥ 年金の支給予定期間の選択

「老齢年金支給予定期間」欄(**2**)に記載されている年数の中から支給予定期間を選択します。(期間が1つに指定されている場合もあります。)

年金商品を選択している場合は、その年金商品の支給予定期間を選択します。

ただし、年金商品のうち終身年金は、こうした期間の制限なく他の商品と併用できます。

⑦ 分割取崩型商品支給方法の選択

分割取崩型商品を選択した場合(上記③で「1」または「2」を選択した場合)は、分割取崩型商品支給方法として「均等払い」「割合指定」のいずれかを選択します。「割合指定」を選択したときは、上記⑥で決定した支給予定期間の年ごとの分割取崩割合を合計が100%になるように指定します。

⑧ 年金の年間支給回数の選択

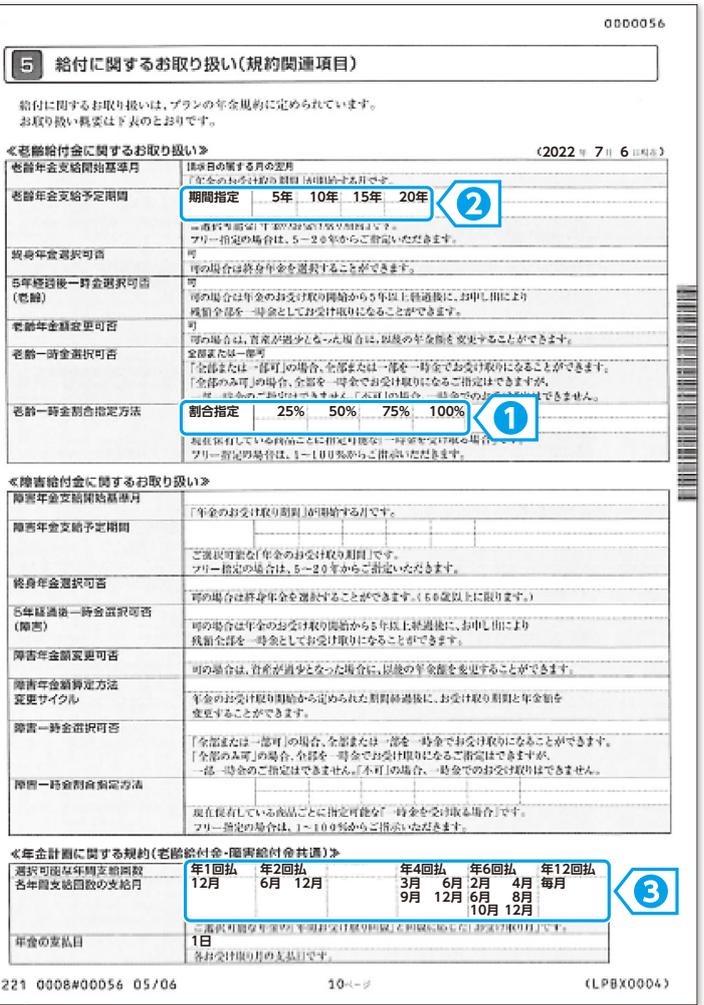
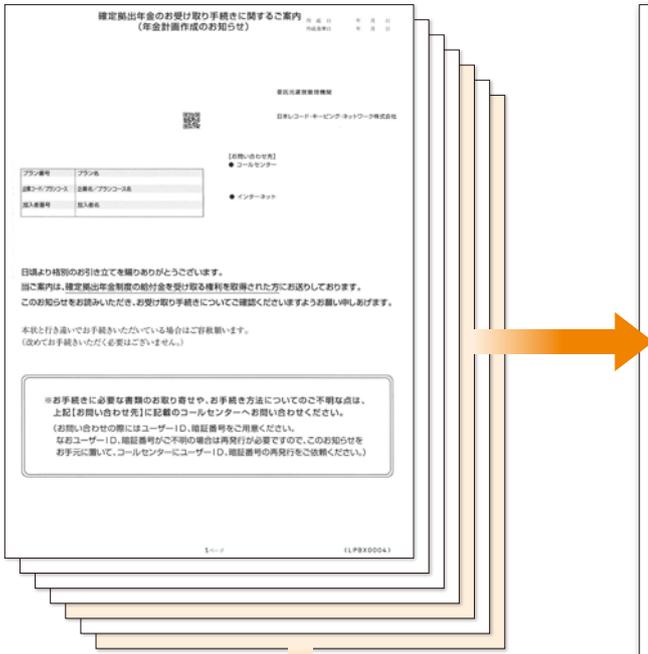
「選択可能な年間支給回数」欄(**5**)に記載されている年金の年間支給回数(支給月)から選択します。

※受け取りの都度給付事務手数料が必要となりますので、支給回数が多いほど、手数料負担が大きくなる点にご注意ください。

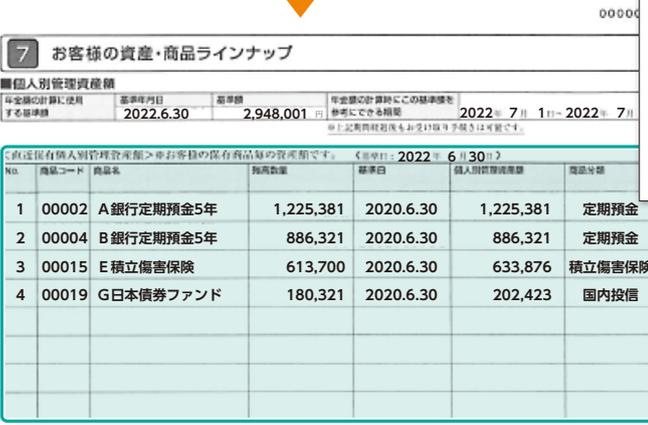
※年1回払など、少ない支給回数を選択すると、初回の支給日が最大1年以上先となることがあります。

年金計画作成のお知らせの見方

(下記は見本です。お手元に届いたご自身のお知らせをご覧ください。)



2-1
手続き編
年金計画作成



A 現在(お知らせ作成時点)の保有商品

※運用商品預替等によりお知らせ作成以降に変動している場合は、NRK Webサービス等でご確認ください。

No.	商品コード	商品名	年金種類	保証期間	上乗せ付金額	支払開始年齢	備考
1	A0002	C生命5年確定年金	確定年金	5年		60歳	
2	A0004	C生命10年確定年金	確定年金	10年		60歳	
3	A0005	C生命15年確定年金	確定年金	15年		60歳	
4	A0010	C生命5年保証期間付終身年金	保証期間付終身年金	5年		60歳	
5	A0011	C生命10年保証期間付終身年金	保証期間付終身年金	10年		60歳	
6	A0003	D生命5年確定年金	確定年金	5年		60歳	
7	A0006	D生命10年確定年金	確定年金	10年		60歳	

C 年金商品のラインナップ

No.	商品コード	商品名	商品種類	No.	商品コード	商品名	商品種類
1	00003	C銀行定期預金5年	定期預金	2	00002	A銀行定期預金5年	定期預金
3	00001	D銀行定期預金3年	定期預金	4	00004	B銀行定期預金5年	定期預金
5	00005	D銀行定期預金5年	定期預金	6	00017	F日本株式ファンド	国内投信
7	00015	E積立傷害保険	積立傷害保険	8	00019	G日本債券ファンド	国内投信
9	00011	C生命利率保証年金5年	GIC型保険				

B 分割取崩型商品のラインナップ

※ご加入の制度(プラン)によって年金商品を選択できないときはAの次にBが記載されていてCがありません。

2-2 全額年金、年金・一時金併給で受け取る場合の手続き

裁定請求書(年金、年金・一時金併給)・(商品選択一覧) クリックすると記入用紙をダウンロードできます

【記入上のご留意点】

訂正がある場合は二重線で抹消し、正しい内容を記入のうえ、実印(印鑑証明書印)で訂正印を押してください。

受取人欄には、実印(印鑑証明書印)を押印ください。



※上記のようなご捺印は受付できませんので、二重線を引き、余白に正しく捺印し直してください。

32002 確定拠出年金 裁定請求書(年金、年金・一時金併給)

記入上の注意

運営管理機関名 三井住友信託銀行株式会社 御中 経由 依頼年月日(西暦) 20XX年XX月XX日

日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社 御中 運営 理機関受付年月日 20 記入不要 日(西暦) 請求日(西暦)

プラン番号 1 2 3 4 5 6 プラン名 ○○確定拠出年金プラン

企業コード/プランコース 2 0 0 0 0 1 0 0 企業名/プランコース名 XXXX株式会社

加入者番号(注1) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 従業員番号(注2)

加入者氏名 年金 花子 性別(注3) 男 女

基礎年金番号(注3) 1 9 5 6 年 1 1 月 1 1 日 1 0 9 8 7 6 5 4 3 2

私は、下記裁定事由に基づき、給付金の裁定を請求いたします。請求を行うに当たり、提出書類をお支払い業務の範囲内で使用すること、および、別紙「ご同意いただく事項」の内容に同意いたします。

裁定事由 老齢給付金(年金) 障害給付金(年金) 老齢給付金(年金・一時金併給) 障害給付金(年金・一時金併給)

裁定請求者兼受取人 自署のうえ実印(印鑑登録証明書印)をご捺印ください。

受取人氏名 フリガナ ネンキン ハナコ 年 金 花 子 印鑑者、後見人又は代理人氏名(注4) ※

受取人住所 〒XXXXX-XXXXX TEL (03) ΔΔΔΔ-XXXX 東京都新宿区西新宿0-0-0

送金先口座情報 ①金融機関または②ゆうちょ銀行のどちらか一方を選択しご記入ください。なお、普通預金以外の口座は指定できません。

金融機関コード 0 2 9 4 金融機関名 ※ ミツイスミトモシロウ 三井住友信託

支店コード 5 1 0 本支店名 ※ シンジュウ 新宿

預金種目 ※ 普通預金 口座番号(右つめ) ※ 1 2 3 4 5 6 7

②ゆうちょ銀行 記号 ※ 1 0 番号(右つめ) ※ 1

口座名義人 受取人氏名と同じ

年金・一時金併給を選択し、「退職所得の受給に関する申告書」を提出しない方は、下記の内容をご確認ください。

①右記内容をご確認の上、チェックボックスにチェックすることによりご申告ください。 確定申告を行いますので申告書は提出しません。所得税について20.42%課税になることを了承します。

1月1日現在の住所が「受取人住所」欄記載住所に同じ

1月1日現在の住所が「受取人住所」欄記載住所以外

②給付金をお受け取りになる年の1月1日現在の住所についてご記入ください。

裁定請求者が記入した日をご記入ください。

「年金計画作成のお知らせ」の1枚目・「確定拠出年金・残高のお知らせ」等をご参照ください。

お持ちの年金手帳や基礎年金番号通知等をご参照ください。

法定代理人または任意後見人からの代理請求の場合は、代理人が自署・ご捺印ください。その他の代理手続きの可否および必要書類については、お問い合わせください。

該当する裁定事由に✓をご記入ください。

印鑑証明書と同じ字体でご記入ください。
<例> 印鑑証明書…「澤田」
記入…「澤田」○
…「沢田」×

カナは口座名義と一致しているかご確認ください。確定拠出年金の登録氏名と口座名義が異なる場合は登録氏名の修正が必要です。ご連絡ください。

- ① 住民登録された住所と同一の住所をご記入ください。
- ② 確定拠出年金の登録住所と異なる場合は、登録住所の変更が必要です。(登録住所は「年金計画作成のお知らせ」の送付先住所またはNRK Webサービスでご確認ください。)
- ③ 郵便番号・フリガナ・電話番号も必ずご記入ください。
- ④ 印鑑証明書の住所と確定拠出年金の登録住所の一致が必須となります。

- ① 受取人本人の口座(国内口座)をご記入ください。
- ② 金融機関名・支店名は最新の名称を確認のうえ、正確にご記入ください。
- ③ 口座番号が7桁未満のときは右つめでご記入ください。
- ④ 金融機関口座振込かゆうちょ口座振込のどちらか一方を選択しご記入ください。
- ⑤ ゆうちょ銀行の番号は末尾の1を除いて記入してください。

「一部を一時金、残りを年金」で受け取る場合で、かつ確定申告をする場合は①②についてご記入ください。詳しい記入方法はP.17をご確認ください。

【其他のご留意点】

- 裁定請求書を提出後は、「給付裁定結果のお知らせ」がお手元に届くまでの間、運用商品預替をしないようにしてください。万一、運用商品預替を行ってしまった場合、再度裁定請求書を提出いただくことがありますので、ご注意ください。
- 60歳以降の手数料が自己負担の場合、給付を受けるまでの間の手数料を年1回3月に一括して資産から取崩します。その際、新規買付商品が発生することがあります。そのため、裁定請求書を提出するタイミングによっては、新規買付商品の振分割の指定を後からお願いすることがあります。
- 未指図資産として「運用指図無し(掛金等)または運用指図無し(商品除外)」が保有商品にある場合は、保有商品記入欄に商品コードも含め以下のように記載が必要です。
<商品名:「運用指図無し(掛金等)」商品コード:95104「運用指図無し(商品除外)」商品コード:95204>
未指図資産のまま年金受取は出来ないため、分割取崩型商品もしくは年金商品に振り分ける必要があります。詳しい記入の手順はP.14をご確認ください。なお、運用商品預替で、「未指図資産」を保有している他の商品等に変更して頂ければ、「未指図資産」を保有商品欄に記載する必要はございません。

2-2 全額年金・年金・一時金併給で受け取る場合の手続き

Webによる請求書類作成をご利用いただくと、規約に応じた内容で作成可能です。 詳細はP.30をご確認ください。

年金・一時金を併給で受け取る場合は、退職所得の受給に関する申告書の提出が必要です。詳しい記入方法はP.19以降をご確認ください。

年金受給開始後の運用商品の指定方法（運用商品ごとに下記の手順1～4に従ってご記入ください。）

ご自身の「年金計画作成のお知らせ（*）」をお手元にご用意ください。（P.12を参照しながらご記入ください。）

手順1

①保有する全運用商品を確認し、商品コードと商品名を正確に記入し、番号をつけてください。

➡【参考】P.12 **A**

手順2

①1つの運用商品に対する振分割合を合計が100%になるようにご記入ください。

②一時金支給割合は、「年金計画作成のお知らせ（*）」を確認のうえご記入ください。

➡【参考】P.12 **①**

手順3

①手順2で、「B 年金支給（分割取崩型商品）」を指定した場合に、ご記入ください。

②「年金計画作成のお知らせ」の「年金支給（分割取崩型商品）のラインナップ」及び現在保有の分割取崩型商品から、保有商品ごとに**8つの商品まで**選択できます。選択した運用商品名とコードを記入し、**その商品への振分割合を合計が100%になるようにご記入ください。**

➡【参考】P.12 **B**

手順4

①手順2で、「C 年金支給（年金商品）」を指定した場合に、ご記入ください。（年金商品は、「A」で始まる商品コードです。）

②「年金計画作成のお知らせ」の「年金支給（年金商品）のラインナップ」から、保有商品ごとに**4つの商品まで**選択できます。選択した年金商品名とコードを記入し、**その商品への振分割合を合計が100%になるようにご記入ください。**

➡【参考】P.12 **C**

2002 標準拠出年金		裁定請求書（商品選択一覧）		年金・一時金併給または全額を年金受取の際に提出	
加入者番号	1234567890	加入者氏名	年金花子	保有商品ページ数	1 / 1
保有商品名	A銀行定期預金5年		保有商品コード	00002	
A一時金支給(%)	100	B年金支給(分割取崩型商品)(%)		C年金支給(年金商品)(%)	
合計		100	合計		100
保有商品名	B銀行定期預金5年		保有商品コード	00004	
A一時金支給(%)		B年金支給(分割取崩型商品)(%)	100	C年金支給(年金商品)(%)	
合計		100	合計		100
保有商品名	E積立傷害保険		保有商品コード	00015	
A一時金支給(%)		B年金支給(分割取崩型商品)(%)	100	C年金支給(年金商品)(%)	
合計		100	合計		100
保有商品名	G日本債券ファンド		保有商品コード	00019	
A一時金支給(%)	20	B年金支給(分割取崩型商品)(%)	35	C年金支給(年金商品)(%)	45
合計		100	合計		100

- ### 代表的な記入例
- あ 全額を一時金で受給するとき
 - い そのまま全額を分割取崩型商品で受給するとき
 - う 全額を分割取崩型商品で受給し、裁定請求の際に運用商品を変更するとき
 - え 一部を一時金で、残りを分割取崩型商品と年金商品で受給するとき

「年金計画作成のお知らせ（*）」に記載されている範囲でご記入ください。

➡【参考】P.12 **③**

- ①「年金計画作成のお知らせ（*）」に記載されている範囲でご記入ください。
- ➡【参考】P.12 **②**
- ②ただし、年金商品（終身年金を除く）を選択した場合は、その年金商品の支給予定期間と同じ期間をご記入ください。
- ③なお、終身年金のみを選択した場合は、「99」とご記入ください。

「B年金支給（分割取崩型商品）」を選択した場合、どちらかの支給方法を選択してください。

- ①割合指定を選択した場合、支給予定期間と同じ年数の欄を埋め、かつ、分割取崩割合の合計が100%になるようにしてください。
- ②5%から50%の範囲でご記入ください。（0.1%単位で指定することが可能です。）
- ③「均等払い」の場合、記入不要です。

② 年金計画作成

年金計画	「確定拠出年金のお受け取り手続きに関するご案内（年金計画作成のお知らせ）」を参照のうえ、年金計画についてご記入ください。		支給方法	B年金支給（分割取崩型商品）を選択された方は、分割取崩型商品支給方法を選択してください。C年金支給（年金商品）のみを選択された方は、記入しないでください。						
年間支給回数	年	4 回払	支給予定期間（注5）	年	10 年					
支払予定期間	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
分割取崩割合(%)	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5
支払予定期間	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目	16年目	17年目	18年目	19年目	20年目
分割取崩割合(%)										

※「裁定請求書（年金・年金・一時金併給）」と「裁定請求書（商品選択一覧）」を記入いただく必要があります。保有商品が多く1枚で書ききれない場合は「裁定請求書（商品選択一覧）（別紙）」をご利用ください。登録内容や添付書類より明らかに確認できる項目については、弊社で補記・訂正のうえ手続きを進めさせていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

（*）給付に関する年金規約の概要は、「年金計画作成のお知らせ」の（規約関連項目）をご覧ください。➡【参考】P.12
なお、年金規約の詳細内容については、三井住友信託確定拠出年金コールサービスへお問い合わせください。

2-2 手続き編
全額年金・年金・一時金を併給で受け取る場合の手続き

2-3 年金受給開始後について

年金についての定期的なお知らせと手続き

- ▶年金を受け取っている間は、次の書類が定期的に送られます。また、年金を受け取るために、ご自身が返送しなければならない書類もあります。

年金を受け取るたびに送付される書類

年金支払のお知らせ 振込金額や振込先、源泉徴収された税金額などが記載されています。

公的年金等の源泉徴収票

- ▶毎年1月に届出住所に送付されます。毎年の確定申告で、前年に確定拠出年金から支払われた年金と他の所得を合算して申告を行う際に、この書類を使用します。

年1回送付される書類

2-3
年金受給開始後
について
手続き編


現況届ご提出のお願い
(要返送)

現況届

以下商品で年金をお受け取りの場合、年に一度NRKより送付されます。

必ず返送が必要です。

- 1) 保証期間経過後の保証期間付終身年金
- 2) 保証期間経過後の保証期間付有期年金
- 3) 終身年金

年金は本人の生存を条件に支給されるため、生存確認として毎年1回、NRK(日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社)より送付されます。

送付される「現況届」に必要事項を記入・押印のうえ、提出期限までに同封の返信用封筒でNRKに返送してください。

※「現況届」の提出がない場合、年金の支給が一時的に停止されます。

※現況届は「市区町村長証明」が必要になります。市区町村長の証明は有料となる場合があります。

※「現況届」は届出住所に郵送されるため、届出住所に変更があった場合は、必ず住所変更の手続きを行ってください。

各種手続き

以下の事項に該当した場合は、手続きが必要です。

- 住所・氏名・電話番号が変わったとき
(運用指図者諸変更届で変更手続きが可能です。住所・電話番号についてはNRK Webサービスでも変更可能です。)
- マイナンバーに変更が生じたとき
(紛失による再付与や、非居住者から居住者になった等。)
- ユーザーIDや暗証番号がわからなくなったとき
- 年金の受取口座を変更するとき
- 年金受取中の方が年金受取方法を変更したいとき
(受取方法の変更が可能なケースについては次ページをご覧ください。)
- 本人が亡くなられた場合

その他、不明な点がありましたらお問い合わせください。

年金を受け取っているときに本人が亡くなられた場合

ただちに年金の支給を止めることが必要です。ご遺族の方はすみやかにご連絡ください。

その時点で残っている個人別管理資産(年金商品の場合は年金現価相当額)については、死亡一時金として、確定拠出年金法で定められたご遺族の方が一括で受け取ることになります。

年金計画の変更が可能な場合

▶年金を受け取っている場合、以下のケースについては、途中で、年金計画の変更や一時金での受け取りが可能です。それぞれ条件や注意事項がありますので、お手続きを希望する場合、三井住友信託確定拠出年金コールサービスへご連絡ください。

●支給開始から5年以上経過後に一時金の受け取りに変更する場合(規約で定められている場合)

年金の支給開始月から起算して5年以上経過した場合には、残りの個人別管理資産額をすべて一時金として一括で受け取ることが可能です。

ただし、保険会社が提供する終身年金等の年金商品で給付を受けている場合は、一時金への変更ができません。

●個人別管理資産額が過少となった場合(規約で定めている場合)

年金の支給開始後に、分割取崩型商品の運用の結果、個人別管理資産額が過少(当初予定額の2分の1以下)となり、予定していた期間にわたって年金を支給することが困難になったときには、毎年の年金受取の割合を変更することが可能です。(支給予定期間及び年間支給回数の変更はできません。)

この場合、年金計画変更が可能である旨のお知らせを送付しますので、ご覧いただいたうえで変更手続きをご検討いただくことになります。

ただし、年金商品を保有している場合、あるいは年金商品を保有していないときであっても残りの支給予定期間が2年未満の場合は、変更の対象外になります。また、老齢年金の場合、過少変更は1回に限り変更可能ですので、過去に年金計画変更を行ったことがある場合も変更の対象外となります。

●高度障害に該当して老齢給付金から障害給付金への変更を希望する場合

障害給付金へ変更することにより非課税となります。

●障害年金を受給中の方が規約で定めた一定期間ごとに支給予定期間等を変更する場合

障害年金の場合は、一定期間ごとに年金計画の見直しが可能です。

❗終身年金等、年金商品によっては、年金支給開始後に一時金への変更ができません。該当の年金商品を選択した場合は、ご加入プランの年金規約に関わらず、年金支給開始月から5年経過以後であっても一時金への変更はできません。あらかじめご注意ください。

2-4 一時金で受け取る場合の手続き

裁定請求書(一時金) クリックすると記入用紙をダウンロードできます

【記入上のご留意点】

訂正がある場合は二重線で抹消し、正しい内容を記入のうえ、実印(印鑑証明書印)で訂正印を押してください。

受取人欄には、実印(印鑑証明書印)を押印ください。



※上記のようなご捺印は受付できませんので、二重線を引き、余白に正しくご捺印し直してください。

「年金計画作成のお知らせ」の1枚目・「確定拠出年金・残高のお知らせ」等をご参照ください。

印鑑証明書と同じ字体でご記入ください。
<例>
印鑑証明書…「澤田」
記入…「澤田」○
…「沢田」×
カナは口座名義と一致しているかご確認ください。確定拠出年金の登録氏名と口座名義が異なる場合は登録氏名の修正が必要ですのでご連絡ください。

- ① 受取人本人の口座(国内口座)をご記入ください。
- ② 金融機関名・支店名は最新の名称を確認のうえ、正確にご記入ください。
- ③ 口座番号が7桁未満のときは右づめでご記入ください。
- ④ 金融機関口座振込かゆうちょ口座振込のどちらか一方を選択しご記入ください。
- ⑤ ゆうちょ銀行の番号は末尾の1を除いて記入してください。

32001	確定拠出年金	裁定請求書(老齢一時金)	全額を一時金受取の際に提出 P17の記入見本を参照
記入上のご注意	運営管理機関名 三井住友信託銀行株式会社 御中 経由	依頼年月日(西暦) 20xx年xx月xx日	運管管理機関受付年月日(裁定請求日) 20 記入不要 日
	日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社 御中	プラン番号 123456	プラン名 ○○確定拠出年金プラン
	マ1302(裁定事由:01)	企業コード/プランコース 20000100	企業名/プランコース名 XXXX株式会社
	加入者番号(注1) 1234567890	従業員番号(注2)	
	加入者氏名 年金花子	性別 (男) (女)	
	生年月日(西暦) 1956年11月11日	基礎年金番号 1098765432	
	私(裁定請求者、以下同じ)は、老齢給付金(一時金)の裁定を請求いたします。本請求を行うにあたり、運営管理機関、日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社(以下、「NRK」)および運用商品販売会社がお支払業務に必要な範囲で個人情報を利用することに同意いたします。また、事務帳票作成業務のために私の個人番号を添付資料のとおり申告し、運営管理機関およびNRKが個人番号を事務帳票作成業務に使用することに同意いたします。		
	裁定請求者兼受取人 自署のうえ実印(印鑑証明書印)を押印ください。	親権者、親人又は代理人氏名(注3)	
	受取人氏名 年金花子	フリガナ	
	受取人住所 東京都新宿区西新宿0-0-0	フリガナ	
	送金先口座情報	①金融機関または②ゆうちょ銀行のどちらか一方を選択しご記入ください。なお、普通預金以外の口座は指定できません。	
	金融機関コード 0294	金融機関名 三井住友信託	銀行 農協 信用金庫 労働金庫 信用組合
	支店コード 510	本店名 新宿	本店 支店 営業部 出張所
	①金融機関 支店コード 510	②ゆうちょ銀行 記号 1	口座番号(右づめ) 1234567
	預金種目 普通預金	口座番号(右づめ) 1	番号(右づめ) 1
	口座名義人 受取人氏名と同じ		
	「退職所得の受給に関する申告書」を提出しない方は、下記の内容をご確認ください。		
	①右記内容をご確認の上、チェックボックスにチェックをすることによりご申告ください。	<input type="checkbox"/> 確定申告を行いますので申告書は提出しません。所得税について20.42%課税になることを承知します。	
		<input type="checkbox"/> 1月1日現在の住所が「受取人住所」欄記載住所と同じ	
		<input type="checkbox"/> 1月1日現在の住所が「受取人住所」欄記載住所以外	
	②給付金をお受け取りになる年の1月1日現在の住所についてご記入ください。	〒	

裁定請求者が記入した日をご記入ください。

お持ちの年金手帳や基礎年金番号通知書等をご参照ください。

法定代理人または任意後見人からの代理請求の場合は、代理人が自署・ご捺印ください。その他の代理手続きの可否および必要書類については、お問い合わせください。

- ① 住民登録された住所と同一の住所をご記入ください。
- ② 確定拠出年金の登録住所と異なる場合は、登録住所の変更が必要ですのでご連絡ください。(登録住所は「年金計画作成のお知らせ」の送付先住所またはNRK Webサービスでご確認ください。)
- ③ 郵便番号・フリガナ・電話番号も必ずご記入ください。
- ④ 印鑑証明書の住所と確定拠出年金の登録住所の一致が必須となります。

一時金で受け取る場合は、退職所得の受給に関する申告書の提出が必要です。詳しい記入方法はP.19以降をご確認ください。退職所得の受給に関する申告書を提出せず確定申告される場合は、以下をご参照ください。

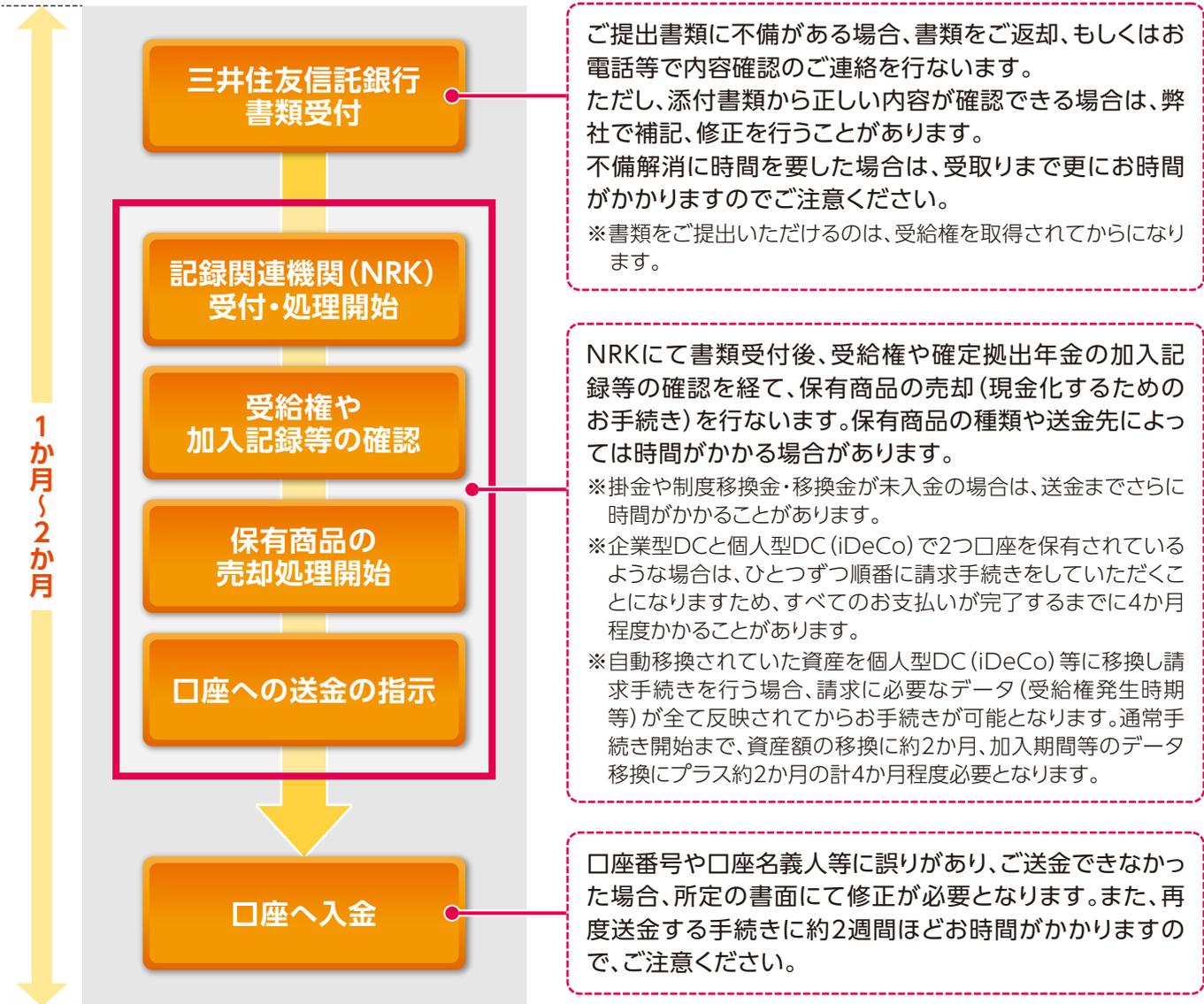
- ① 確定申告をする場合はチェックしてください。
- ② 確定申告をする場合、DCを受け取る年の1月1日現在の住所についてご確認のうえチェックしてください。1月1日現在の住所と、「受取人住所」欄の住所が異なる場合は、1月1日現在の住所もご記入ください。

※登録内容や添付書類より明らかに確認できる項目については、弊社で補記・訂正のうえ手続きを進めさせていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

一時金書類提出後の受け取りまでの流れ

▶お受け取りは、書類を弊社にて不備なく受付してから1か月～2か月後になります。

❗ 保有商品に投資信託等をお持ちで、手続き途中での価格変動を避けたい場合は、あらかじめ元本確保型商品に預替を行なうこともご検討ください。なお、裁定請求書(一時金)を提出後、運用商品預替を行うと、お支払いが遅延する場合がありますのでご注意ください。



2-4 手続き編
一時金を受け取る場
の手続き

手続き完了後に送付される書類

【給付金支払のお知らせ】

一時金支払明細として支払予定日、支払金額等を記載したお知らせです。「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」が同封されています。

送付時期:入金日前後



NRK

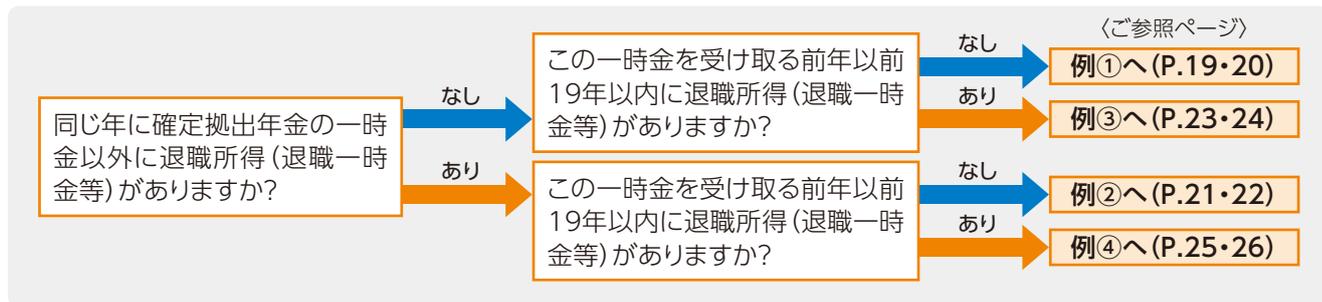
▶ NRK(日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社)は、確定拠出年金制度において、記録関連業務を行う会社です。記録関連業務とは、加入者等からの運用指図のとりまとめ、資産などの記録管理、給付を受ける権利の裁定などが主な業務です。

2-5 退職所得の受給に関する申告書の記入方法

▶ この申告書は、確定拠出年金の老齢一時金に対する源泉徴収税額を計算する際に必要となるものです。記載する勤続期間等によって、収入金額から控除できる金額が決まりますので、十分に注意してご記入ください。

※この申告書が提出されなかった場合には、20.42%の税率で所得税及び復興特別所得税の源泉徴収が行われるため、ご本人が必要に応じて確定申告を行ってください。

■ 確定拠出年金以外の他の退職所得の有無により申告書の記入の仕方が異なります。以下の質問表でご自身が該当するページをご参照ください。



❗ 11月・12月に全額または一部を一時金で請求される方は、P.28もご確認ください。
 特定役員退職手当、短期退職手当等に該当する方は、P.29もご確認ください。

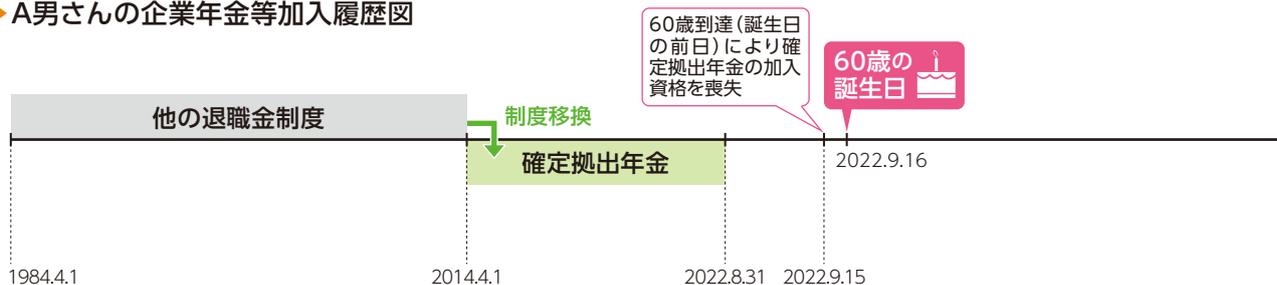
退職所得の受給に関する申告書 クリックすると記入用紙をダウンロードできます

例①

同じ年に確定拠出年金の一時金以外に退職所得(退職一時金等) なし
 一時金を受け取る前年以前19年以内の退職所得(退職一時金等) なし

(例) A男さんの場合 [資格喪失年齢が「60歳」と定められている場合]

▶ A男さんの企業年金等加入履歴図



▶ A男さんの確定拠出年金

制度移換	あり
加入資格喪失日	2022年9月15日(注2)

(注1) 不明の場合はNRK Webサービスの「基本情報照会」画面の「プラン情報」の「勤続期間の起算日」をご参照ください。

(注2) 資格喪失年齢を超えてお勤めになった場合、資格喪失年齢に到達した誕生日の前日が加入者資格喪失日となります。資格喪失日が不明である場合はNRK Webサービスの「基本情報照会」画面の「プラン情報」の「加入者資格喪失日」をご参照ください。

※実際の申告書を使用した記入例は、P.20をご覧ください。



- 制度移換 ▶ 事業主が退職一時金や他の企業年金制度を廃止もしくは変更し、積立てられた資産等を確定拠出年金制度に移すことをいいます。
- 移 換 ▶ 個人の転職等により他の確定拠出年金制度等から年金資産を移すことをいいます。

退職所得の受給に関する申告書

クリックすると記入用紙をダウンロードできます

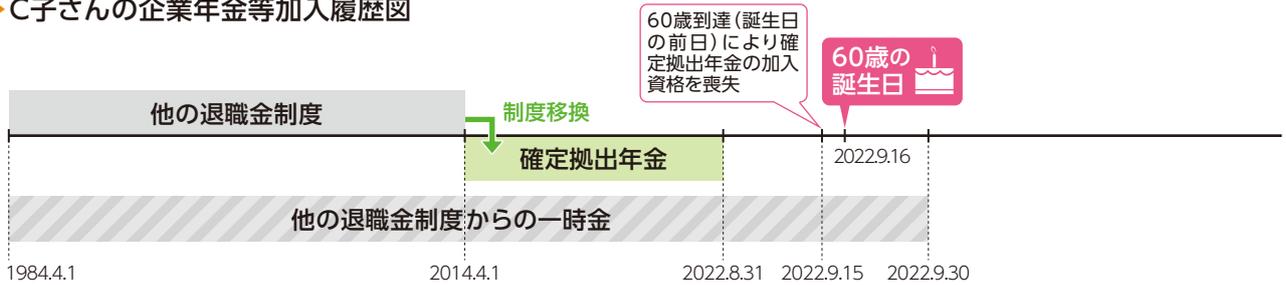
例②

同じ年に確定拠出年金の一時金以外の退職所得(退職一時金等) …… **あり**
 一時金を受け取る前年以前19年以内の退職所得(退職一時金等) …… **なし**

❗ 11月・12月に全額または一部を一時金で請求される方は、P.28もご確認ください。
 特定役員退職手当、短期退職手当等に該当する方は、P.29もご確認ください。

(例) C子さんの場合 [資格喪失年齢が「60歳」と定められている場合]

▶ C子さんの企業年金等加入履歴図



▶ C子さんの確定拠出年金

制度移換	あり
	他制度の起点日(注1)=1984年4月1日
加入資格喪失日	2022年9月15日(注2)

(注1) 不明の場合はNRK Webサービスの「基本情報照会」画面の「プラン情報」の「勤続期間の起算日」をご参照ください。

(注2) 資格喪失年齢を超えてお勤めになった場合、資格喪失年齢に到達した誕生日の前日が加入者資格喪失日となります。資格喪失日が不明である場合はNRK Webサービスの「基本情報照会」画面の「プラン情報」の「加入者資格喪失日」をご参照ください。

▶ C子さんの他の退職金制度からの一時金

令和4年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票		支払金額		源泉徴収税額		特別徴収税額	
区	分	円	円	円	円	円	円
所得税法第201条第1項第1号ならびに 地方税法第50条の6第1項第1号および 第328条の6第1項第1号適用分	あ	15,000,000	0	0	0	0	0
所得税法第201条第1項第2号ならびに 地方税法第50条の6第1項第2号および 第328条の6第1項第2号適用分							
所得税法第201条第3項ならびに地方税法 第50条の6第2項および第328条の 6第2項適用分	い						
退職所得控除額	2,130	万円	勤続年数	39	年	就職年月日	1984年4月1日
						退職年月日	2022年9月30日
(摘要)							
法人番号	9876543210987	え					
住所(居所 又は所在地)	大阪府豊中市新千里西町1-1-3						
氏名又は 名称	三井住友信託銀行株式会社						
整理権							

あ～えの内容を
記入例②の該当の箇所
にご記入ください。

※実際の申告書を使用した記入例は、P.22をご覧ください。

ご自身の申告に基づき記入いただいた内容に一部不備・誤りがある場合、登録内容や添付された「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」等より客観的かつ明らかに確認できる項目(※)については、弊社で補記・訂正のうえ手続きを進めさせていただく場合があります。あらかじめご了承ください。

(※)例えば以下に掲げる箇所の記入不備・誤りをいいます。

- 申告書冒頭の年分の記載欄 ●A欄②の生活扶助の記入欄(「有」の場合は詳細を確認させていただきますが、記入なしで生活保護受給証明書の添付がない場合は「無」の取扱いとさせていただきます。)
 - A欄③の「至」欄 ●B欄～E欄
- (上記項目以外にも弊社で補記・訂正させていただく場合があります。)

記入例②

記入用紙は [こちら](#) からダウンロードできます

必ずご記入ください。この欄を訂正する場合は二重線で抹消し、余白に正しい内容をご記入ください。

お受け取りになる年をご記入ください。(11月・12月に請求する場合はP.28をご覧ください。)

生活扶助の有無に○をつけてください。

「生活扶助有」の場合は他にも書類の提出が必要です。該当する場合はお問い合わせください。

本年中の退職所得の源泉徴収票に従って④⑤に記入します。2枚あれば⑥⑦にもご記入ください。3枚以上の方はお問い合わせください。

合併会社等にお勤めだった方が過去に退職金を清算されていた場合等に記載が必要になります。詳しくは、お問い合わせください。

通常は、「一般」に○をつけてください。本年中の退職手当等が、特定役員退職手当等に該当する場合は、「特定」に○をつけてください。

確定拠出年金用 <input type="checkbox"/> 記入不要 <input type="checkbox"/> 特定役員退職手当等を受けとられた方のみ記入いただく欄 <input type="checkbox"/> 短期退職手当等を受けとられた方のみ記入いただく欄 <input type="checkbox"/>	
2022年分 退職所得の受給に関する申告書 兼 退職所得申告書	
所在地(住所)	現住所 〒123-4567 東京都千代田区丸の内9-9-9
名称(氏名)	氏名 年金C子
個人番号	個人番号 000040000500006
その年1月1日現在の住所	その年1月1日現在の住所 〒123-4567 現住所と同じ
この入欄には、すべての方が記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合は、以下のB欄以下の各欄には記載する必要はありません。)	
A	① 確定拠出年金資産を受け取ることとなった年月日 ② 一般 <input type="radio"/> 生活扶助 <input checked="" type="radio"/> 有 ③ 確定拠出年金資産(移行した資産分含む)のもととなる勤続期間(確定拠出年金基金の拠出期間)(1年未満切上げ) 1984. 4. 1 2022. 8. 31
B	④ 本年中に支払を受けた退職手当等について 1984. 4. 1 2022. 9. 30 ⑤ 退職所得の源泉徴収票の通算期間(1年未満切上げ) 1984. 4. 1 2022. 9. 30
C	⑧ 前年以前19年以内の退職手当等についての勤続期間 ⑨ 前年以前19年以内の退職手当等についての勤続期間 ⑩ 前年以前19年以内の退職手当等についての勤続期間
D	⑫ 前年以前19年以内の退職手当等について ⑬ 前年以前19年以内の退職手当等について ⑭ 前年以前19年以内の退職手当等について ⑮ 前年以前19年以内の退職手当等について
E	⑯ 退職手当等の支払を受けた年月日 2022. 9. 30 ⑰ 収入金額 15,000,000 ⑱ 源泉徴収額 0 ⑲ 特別徴収額 0 ⑳ 支払を受けた年月日 2022. 9. 30 ㉑ 退職の区分 一般 ㉒ 支払者の所在地(住所)・名称(氏名) 大阪府豊中市新千里西町1-1-3 三井住友信託銀行株式会社

マイナンバー(12桁)をご記入ください。

お受け取りになる年(本例では2022年)の1月1日の住民票上の住所(住民税の課税地)をご記入ください。

制度換・移換も含め、確定拠出年金について記載してください。

制度換・移換がある場合は、その制度の起点日(入社時から制度の対象であった場合は入社日)をご記入ください。(注1)

・休職等で掛金の拠出のなかった期間は除いて記入します。
・端数は切上げます。
・移換がありかつ拠出がなかった期間がある場合には、欄外(右横)に端数の月数を切上げる前の年月もご記入ください。

加入資格喪失日(注2)の前月末日をご記入ください。

・休職等で掛金の拠出のなかった期間は除いて記入します。
・端数は切上げます。

③と④の期間を通算し、最も古い日付と最も新しい日付を記入します。

一般的には源泉徴収票の退職年月日となります。役員就任・退任等により退職日と異なるタイミングで退職手当等を受け取る場合が確定した場合は、その日付をご記入ください。

退職所得の源泉徴収票に従って上段を記入します。2枚あれば下段もご記入ください。3枚以上の方は、お問い合わせください。

(注1) 不明の場合はNRK Webサービスの「基本情報照会」画面の「プラン情報」の「勤続期間の起算日」をご参照ください。
(注2) 資格喪失年齢を超えてお勤めになった場合、資格喪失年齢に到達した誕生日の前日が加入者資格喪失日となります。資格喪失日が不明である場合はNRK Webサービスの「基本情報照会」画面の「プラン情報」の「加入者資格喪失日」をご参照ください。

「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」と併せてご提出ください。

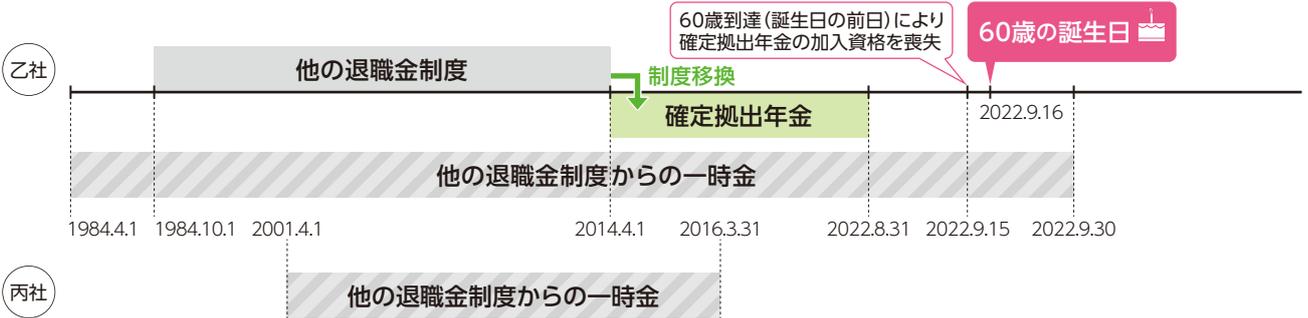
2-5 手続き編
退職所得の受給に関する申告書の方法

同じ年に確定拠出年金の一時金以外の退職所得(退職一時金等) …… **あり**
 一時金を受け取る前年以前19年以内の退職所得(退職一時金等) …… **あり**

❗ 11月・12月に全額または一部を一時金で請求される方は、P.28もご確認ください。
 特定役員退職手当、短期退職手当等に該当する方は、P.29もご確認ください。

(例) D子さんの場合 [資格喪失年齢が「60歳」と定められている場合]

▶ D子さんの企業年金等加入履歴図



▶ D子さんの確定拠出年金

制度移換	あり
加入資格喪失日	他制度の起点日(注1)=1984年10月1日
	2022年9月15日(注2)

(注1) 不明の場合はNRK Webサービスの「基本情報照会」画面の「プラン情報」の「勤続期間の起算日」をご参照ください。

(注2) 資格喪失年齢を超えてお勤めになった場合、資格喪失年齢に到達した誕生日の前日が加入資格喪失日となります。資格喪失日が不明である場合はNRK Webサービスの「基本情報照会」画面の「プラン情報」の「加入者資格喪失日」をご参照ください。

▶ D子さんの他の退職金制度からの一時金

● 同年の退職所得

区分	支払金額	源泉徴収税額	特別徴収税額
区 分	10,000,000	0	0
支払者	ABC信託銀行株式会社		
支払を受ける者	年金 D子		
住所又は居所	東京都千代田区丸の内9-9-9		
氏名	三井住友信託銀行株式会社		
退職所得控除額	2,130		
勤続年数	39		
就職年月日	1984年 4月 1日		
退職年月日	2022年 9月 30日		

● 前年以前19年以内の退職所得

区分	支払金額	源泉徴収税額	特別徴収税額
区 分	3,000,000	0	0
支払者	ABC信託銀行株式会社		
支払を受ける者	年金 D子		
住所又は居所	東京都台東区上野9-8-7		
氏名	ABC信託銀行株式会社		
退職所得控除額	600		
勤続年数	15		
就職年月日	2001年 4月 1日		
退職年月日	2016年 3月 31日		

あ～くの内容を記入例④の該当の箇所にご記入ください。

❗ 欄の記入方法

- ① 「支払金額≧退職所得控除額」の場合、退職年月日を記入します。
- ② 「支払金額<退職所得控除額」の場合、以下の方法で勤続期間を調整のうえ記入してください。

① 支払金額が800万円超の場合…… (支払金額-800万円)÷70万円+20 で勤続期間を計算
 支払金額が800万円以下の場合…… 支払金額÷40万円 で勤続期間を計算

② 就職年月日に①で計算した年数を加えた年月日を記入します。(D子さんの場合は2001年4月1日に7年を加えて2008年3月31日となります。)

※1年未満の端数は切捨てます。(D子さんの場合は計算結果が7.5年のため7年となります。)

注意 前年以前19年以内に得た確定拠出年金の一時金以外の退職所得が複数ある場合

▶退職所得の受給に関する申告書の「C欄」と「E欄」の記入に注意が必要です。(下表参照)

	C欄	E欄
前年以前19年以内に得た複数の退職所得の課税年分が同じ場合	勤続期間を通算して記入	各所得の内容をそれぞれ記入
前年以前19年以内に得た複数の退職所得の課税年分が異なる場合	勤続期間を通算せずに、それぞれ記入	

C欄記入例 課税年分が同じ場合

前年以前19年以内に、右表のI・IIの2つの退職所得を得ている場合(表の情報は源泉徴収票に記載されています)。

	退職所得I	退職所得II
支払金額	5,500,000円	7,600,000円
退職所得控除額	18,500,000円	
就職年月日	1984年4月1日	1985年4月1日
退職年月日	2019年3月31日	2019年3月31日

どちらか古い日付を記入

あなたが前年以前14年以内に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。			
⑧ 前年以前14年以内の退職手当等についての勤続期間	自 1984年 4月 1日	⑨ ③、⑤又は⑥の勤続期間のうち、⑧の勤続期間と重複している期間(1年未満切捨て)	自 1984年 4月 1日 27年
	至 2011年 3月 31日	⑩ うち特定役員等勤続期間との重複勤続期間	自 年 月 日
			至 年 月 日
C ⑩ 前年以前14年以内の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日	⑪ ③、⑤又は⑥の勤続期間のうち、⑩の勤続期間と重複している期間(1年未満切捨て)	自 年 月 日
	至 年 月 日	⑫ うち特定役員等勤続期間との重複勤続期間	自 年 月 日
			至 年 月 日

- ① 「支払金額の合計 \geq 退職所得控除額」の場合、退職年月日を記入します。(退職年月日が異なる場合、新しい日付を記入します)
- ② 例のように「支払金額の合計(550万円+760万円=1,310万円) $<$ 退職所得控除額(1,850万円)」の場合、以下の方法で勤続期間を調整してください。

① 合計支払金額が800万円超の場合…… $(\text{合計支払金額}-800\text{万円})\div 70\text{万円}+20$ で勤続期間を計算
 合計支払金額が800万円以下の場合…… $\text{合計支払金額}\div 40\text{万円}$ で勤続期間を計算
 ※1年未満の端数は切捨てます。(例の場合は計算結果が27.2年のため27年となります。)

② 就職年月日に①で計算した年数を加えた年月日を記入します。(例の場合は1984年4月1日に27年を加えて2011年3月31日となります。)

C欄記入例 課税年分が異なる場合

前年以前19年以内に、右表のI・IIの2つの退職所得を得ている場合(表の情報は源泉徴収票に記載されています)。

	退職所得I	退職所得II
支払金額	5,500,000円	7,600,000円
退職所得控除額	18,500,000円	14,000,000円
就職年月日	1984年4月1日	1984年4月1日
退職年月日	2019年3月31日	2020年3月31日

記入

記入

あなたが前年以前14年以内に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。			
⑧ 前年以前14年以内の退職手当等についての勤続期間	自 1984年 4月 1日	⑨ ③、⑤又は⑥の勤続期間のうち、⑧の勤続期間と重複している期間(1年未満切捨て)	自 1984年 4月 1日 13年
	至 1997年 3月 31日	⑩ うち特定役員等勤続期間との重複勤続期間	自 年 月 日
			至 年 月 日
C ⑩ 前年以前14年以内の退職手当等についての勤続期間	自 1984年 4月 1日	⑪ ③、⑤又は⑥の勤続期間のうち、⑩の勤続期間と重複している期間(1年未満切捨て)	自 1984年 4月 1日 19年
	至 2003年 3月 31日	⑫ うち特定役員等勤続期間との重複勤続期間	自 年 月 日
			至 年 月 日

- ① 「支払金額 \geq 退職所得控除額」の場合、退職年月日を記入します。
- ② 例の2つの所得のように「支払金額 $<$ 退職所得控除額」の場合、以下の方法で勤続期間を調整してください。

① 支払金額が800万円超の場合…… $(\text{支払金額}-800\text{万円})\div 70\text{万円}+20$ で勤続期間を計算
 支払金額が800万円以下の場合…… $\text{支払金額}\div 40\text{万円}$ で勤続期間を計算
 ※1年未満の端数は切捨てます。
 (例のIの場合は計算結果が13.7年のため13年、例のIIの場合は19年となります。)

② 就職年月日に①で計算した年数を加えた年月日を記入します。(例のIの場合は1984年4月1日に13年を加えて1997年3月31日、例のIIの場合は1984年4月1日に19年を加えて2003年3月31日となります。)

※当ページ以前の記入例とともにご確認ください。

注意 10月～12月に全額または一部を一時金で請求する場合

▶ 確定拠出年金の老齢給付金（一時金）の課税年分は、その支払日によって決まります。給付金のお支払いにあたっては、裁定請求書類の確認後、保有商品を売却して現金化を行う等の処理が必要なため、弊社が書類を受付けてから給付金のお支払いまでには1か月～2か月程度かかります。そのため、年末にかけて裁定請求書類をご提出いただく場合（Web登録いただく場合）は、弊社受付日によって課税年分が異なります。

「翌年」の申告書を記入する際の留意点

- ・ 課税年分は「翌年」を記入してください。
- ・ 1月1日現在の住所は「翌年1月1日の住民票上の予定住所（住民税の課税地）」を記入してください。
- ・ 他の退職所得については、本年および前年以前18年分の申告が必要になります。
- ・ 本年分の「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」も「前年分」（「前年以前19年分」とみなして記入してください。
〔記入の仕方は、例③（P.23・24）参照〕

翌年になります。西暦で記入してください。

翌年1月1日の住民票上の予定住所（住民税の課税地）を記入してください。

① 翌年1月1日の予定住所が海外の場合は、必要書類が異なることがあります。三井住友信託確定拠出年金コールサービスまでお問い合わせください。

本年の退職所得（確定拠出年金以外）は前年分となりますので（Bの欄ではなく）Cの欄に記入してください。

確定拠出年金用		記入不要		特定役員退職手当等を受けられた方のみ記入いただく欄		短期退職手当等を受けられた方のみ記入いただく欄	
年分：退職所得の支給に関する申告書 兼 退職所得申告書							
確定拠出年金用 年 月 日	確定拠出年金用 年 月 日	確定拠出年金用 年 月 日	確定拠出年金用 年 月 日	確定拠出年金用 年 月 日	確定拠出年金用 年 月 日	確定拠出年金用 年 月 日	確定拠出年金用 年 月 日
所在地（住所）		あ		現在住所		な	
氏名		あ		氏名		な	
個人番号		あ		個人番号		な	
この年1月1日現在の住所		あ		この年1月1日現在の住所		な	
① 確定拠出年金受取金（一時金）の支払日							
② 退職時の取扱い区分							
③ 確定拠出年金受取金（一時金）の支払日							
④ 退職時の取扱い区分							
⑤ 退職時の取扱い区分							
⑥ 退職時の取扱い区分							
⑦ 退職時の取扱い区分							
⑧ 退職時の取扱い区分							
⑨ 退職時の取扱い区分							
⑩ 退職時の取扱い区分							
⑪ 退職時の取扱い区分							
⑫ 退職時の取扱い区分							
⑬ 退職時の取扱い区分							
⑭ 退職時の取扱い区分							
⑮ 退職時の取扱い区分							
⑯ 退職時の取扱い区分							
⑰ 退職時の取扱い区分							
⑱ 退職時の取扱い区分							
⑲ 退職時の取扱い区分							
⑳ 退職時の取扱い区分							
㉑ 退職時の取扱い区分							
㉒ 退職時の取扱い区分							
㉓ 退職時の取扱い区分							
㉔ 退職時の取扱い区分							
㉕ 退職時の取扱い区分							
㉖ 退職時の取扱い区分							
㉗ 退職時の取扱い区分							
㉘ 退職時の取扱い区分							
㉙ 退職時の取扱い区分							
㉚ 退職時の取扱い区分							
㉛ 退職時の取扱い区分							
㉜ 退職時の取扱い区分							
㉝ 退職時の取扱い区分							
㉞ 退職時の取扱い区分							
㉟ 退職時の取扱い区分							
㊱ 退職時の取扱い区分							
㊲ 退職時の取扱い区分							
㊳ 退職時の取扱い区分							
㊴ 退職時の取扱い区分							
㊵ 退職時の取扱い区分							
㊶ 退職時の取扱い区分							
㊷ 退職時の取扱い区分							
㊸ 退職時の取扱い区分							
㊹ 退職時の取扱い区分							
㊺ 退職時の取扱い区分							
㊻ 退職時の取扱い区分							
㊼ 退職時の取扱い区分							
㊽ 退職時の取扱い区分							
㊾ 退職時の取扱い区分							
㊿ 退職時の取扱い区分							

2-5 手続き編
退職所得の申告
記入方法

▶ 老齢給付金の請求手続きは、書類記入によるお手続き（第2章参照）とWebによるお手続きが可能です。Webでお手続きを進める前に、請求時期や受取方法を決定する必要があります。詳しくは『第1章 準備編』をご確認ください。

❗ Webによる手続きを選択された場合でも、本人確認書類等の郵送手続きは必要となります。Web画面の入力だけでは手続きが完了できませんのでご注意ください。

❗ 「短期退職手当等」に該当する①または②の方はWebによる請求書類作成手続きが行えません。
 ①DCの勤続年数が5年超の場合：DCの裁定請求年と同一年に受け取られた他の退職手当の勤続年数が5年以下の方
 ②DCの勤続年数が5年以下の場合：DCの裁定請求年と同一年に他の退職手当を受け取られている方
 上記以外の方でもご利用できない場合があります。詳細は「NRK確定拠出年金Webサービス」のWeb裁定手続き説明画面にてご確認ください。

Webによる請求書類作成手続きの流れ

STEP 1 『老齢給付金の請求書類作成手続き』画面を入力します

三井住友信託ライフガイドにアクセスし、「NRK確定拠出年金Webサービス」にログインします。
 ※ログインのためのIDとパスワードが不明な場合は再発行手続き（P.9参照）を行なってください。トップページの「老齢給付金の請求書類作成手続き」ボタンを押下し、画面の案内にしたがって入力を行います。 ※本年および前年以前19年以内に受け取った退職所得がある場合は手元に源泉徴収票が必要です。 ※お客様がこれまで受け取られた退職金等の課税状況を確認いただくことで、適正な税務申告が可能となります。「他の退職所得の源泉徴収票」をもとに通知いただく退職金情報等について後日不足が判明し、納税額の補正の際に追加納税分が発生した場合には、お客様のご負担となりますので、ご了承ください。

STEP 2 請求書類がNRKより郵送にて到着しますので内容を確認します

STEP1の『老齢給付金の請求書類作成手続き』の画面入力がすべて完了しますと、画面入力の内容を印字した請求書類がNRKから「簡易書留」にて送付されます。

STEP 3 請求書類の確認を行い必要事項に記入・捺印した上でNRKに提出します

STEP2にて届いた請求書類一式の印字内容をご確認いただき、性別・生年月日・基礎年金番号を記入し、押印の上、必要な本人確認書類およびマイナンバー確認書類（個人番号カードの両面コピーなど）を同封の上、請求書類をNRKへ提出します。 ※Webによる請求の場合は、原則印鑑証明書の提出は不要です。

STEP 4 給付裁定の結果を受け取ります

- ▶ 一時金の場合…「給付金支払のお知らせ」が送付されます。
振込金額や振込先、源泉徴収された税額などが記載されています。「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」も添付されており、確定申告を行う場合や、他の退職手当等を受け取る際に必要になることがありますので、大切に保管してください。
- ▶ 年金の場合…「給付裁定結果のお知らせ」が送付されます。
支給予定期間・年間支給回数・支給日・年金額等が記載されています。年金受給中は大切に保管してください。
- ▶ 一部を一時金、残りを年金で受け取る場合…上記の両方のお知らせが送付されます。

❗ 提出書類に不備があったなどの理由で支給できない場合は、別途連絡をさせていただきます。

※給付裁定の結果に関するお知らせは、NRK（日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社）より送付されます。



NRK

▶ NRK（日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社）は、確定拠出年金制度において、記録関連業務を行う会社です。記録関連業務とは、加入者等からの運用指図のとりまとめ、資産などの記録管理、給付を受ける権利の裁定などが主な業務です。

STEP 5 老齢給付金を受け取ります

- ▶ 年金を選択した場合選択した期間、回数で年金が支給されます。
- ▶ 一時金を選択した場合は一括で支払われます。

❗ 一時金のお支払いまでに要する期間は保有商品等により異なりますが、通常NRKが書類を受付けてから1か月～2か月程度かかります。また、掛金や制度移換金・移換金が未入金の場合は、さらに時間がかかることがあります。

❗ 給付の際には、一時金・年金どちらの場合も、1回の受け取りにつき給付事務手数料が給付金から差引かれて送金されます。

STEP 6 (年金で受け取る場合) 受給開始後のご案内や手続きを確認しましょう

≫ 「2-3 年金受給開始後について」 (P.15)

Webによる請求書類作成手続きの流れ

三井住友信託ライフガイドより、「三井住友信託確定拠出年金ネットサービス」にログイン

三井住友信託ライフガイド

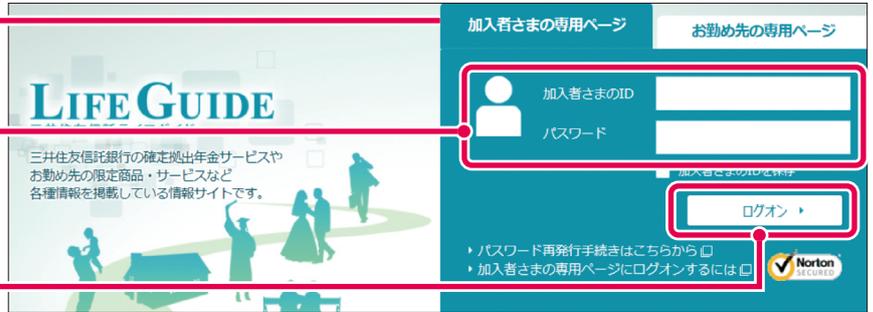
検索

PCまたはスマートフォンをご利用ください(タブレット非対応)
※画面イメージは実際の画像とは異なる場合がございます。

1 加入者さまの専用ページをクリックします。

2 「ユーザーID」と「パスワード」を入力します。

3 「ログイン」ボタンをクリックします。



※ログインのためのIDとパスワードが不明な場合は再発行手続き(P.9参照)を行なってください

4 手続き・相談メニューの「NRKサイトへ」をクリックします。



『NRK確定拠出年金Webサービス』にログイン

5 「高齢給付金の請求書作成手続き※」をクリックします。

※こちらのボタンは受給権を取得された方のみ表示されます。掛金や制度移換金が無入金の場合や、お勤めの会社様の事務手続き状況により、表示が遅れる場合がございますので、不明点はお問い合わせください。



- 6 最初に「説明画面へ」をクリックします。その後は、画面の説明指示に従って入力してください。

重要

Webへの入力方法、留意事項、詳しい手続き内容は「ご利用案内」に記載されています。「ご利用案内」を必ず確認の上、手続きを進めてください。

老齢給付金の請求書類作成手続き

【お問い合わせ先】 NTK電機厚生年金
コールセンター:0300-11-2222 インターネット:0300-11-2222

請求書類作成手続き トップメニュー

以下の1~5の流れに従い、必要書類の作成・送付の手続きを行ってください。
5の画面での確認の「OK」ボタンをクリックでWebでの操作は完了です。
なお、入力途中での一時保存・再開が可能です。

Webでの書類作成回数 : 2回
※Webでは受給権取得日を基に1回まで作成可能です

必ず確認!

ご利用案内

Adobe Readerをダウンロードするには「Get ADOBE READER」ボタンをクリックしてください。

まず、【1 請求書類作成手続きのご説明】の「説明画面へ」ボタンより、お手続きを進めてください。

1. 請求書類作成手続きのご説明
お手続きを開始する前に必ずお読みください。

説明画面へ >

Webによる請求書類作成手続きの留意事項

- ① Webの画面入力を完了しただけでは、手続きは終了しません。Web入力の完了後、NRKより入力内容を印字した書類が届きます。手元に届いた書類の内容を確認し、本人確認書類等を添付してNRKに提出が必要です。NRKに提出が必要な書類については、同封されている案内をよくご確認ください。
- ② 給付金の支払は、①の返送書類が不備のない状態でNRKが受付した時点で開始されます。不備があった場合、再度ご返却させていただくか、NRK及び弊社からご連絡させていただく場合があります。その場合、給付金の支払が更に遅れることがありますので、予めご了承ください。
- ③ 一時金の場合、一時金のお支払いはNRKが不備のない書類を受付けてから1か月～2か月かかります。年金の場合、裁定請求日 (NRKが不備のない書類を受付した日) の翌月分から開始しますが、実際の支払は翌々月以降に到来する最初の支給月となります。
- ④ 10月頃に請求書類作成のお手続きをされる場合は、本システムにて請求書類作成後、速やかにご提出ください。ご提出のタイミングによっては、再度お手続きをしてお頂く場合がございますので予めご了承ください。



Q.1 いつから受け取れますか？

A 60歳到達時点までに加入していた年数に応じて、受給開始年齢が決まります。

- 企業を退職しただけでは、老齢給付金を受け取ることができません。
- 60歳到達時点で、確定拠出年金の加入期間が10年未満の方は、60歳でのお受け取り手続きはできません。
- 詳しくは、P.2の「老齢給付金の受給要件の確認と請求時期の決定」のページをよくご確認ください。

Q.2 運用している定期預金(保険商品)の満期まで受け取りを待たなければいけませんか？

A いいえ、満期前でも中途解約してお受け取りいただけます。

- 商品によって中途解約時の取り扱いが異なります。
- 詳しくは三井住友信託確定拠出年金コールサービスへお問い合わせいただくか、三井住友信託ライフガイドへアクセスの上、確認してください。

Q.3 海外に居住している場合も受け取り手続きができますか？

A はい、できます。

- 請求時に非居住者である場合でも、受け取り手続きが可能です。
- 通常と提出書類が異なりますので、事前に三井住友信託確定拠出年金コールサービスへお問い合わせください。
- 居住国によって手続き書類が異なる場合があります。
- 送金先は国内口座に限ります。
- 一時金、年金どちらの方法でもお受け取りいただけます。

Q.4 手続き書類には何が必要ですか？

A 受け取り方によって異なります。

- 全額年金で受け取る場合、全額一時金で受け取る場合、一部を一時金、残りを年金で受け取る場合で手続き書類が異なります。
- 詳しくはP.7をご確認ください。

Q.5 一時金で受け取った場合、資産額は書類を提出した時点の評価額で確定しますか？

A いいえ、確定しません。

- 不備なく書類をご提出後、約1か月～2か月後に送金されますが、書類提出後も送金の直前まで運用は継続していますので資産評価額は変動します。
- 最終的に送金を行う直前に商品を売却し、その時点で資産額が確定します。
- 資産評価額の変動が気になる場合は、投資信託を定期預金等の元本確保型商品に変更する運用商品預替を行うことで、資産評価額の変動を止めることができます。
- 定期預金は満期前であっても自由に解約可能です。

Q.6 年金で受け取った場合、1年間でいくらもらえますか？

A ご資産から指定した割合でお支払いいたします。

- 均等払のイメージとしては請求時にあるご資産を支給年数で割ったものが1年間あたりの受取金額となります。(例：請求時残高1,000万円を20年で支給=1年あたりの概算支給額50万円)
- 受取方法や運用の成果によってお支払い金額が変動するケースもございます。
- また終身年金でお受け取りいただく場合は、低金利のため受け取り開始からおおむね25年以上の受給年数がないと受給額が元本を下回る場合があります。
※年金受給の場合、口座管理料や送金手数料が必要な場合がありますので、ご注意ください。
※なお年金受取の場合、商品によっては受取開始年は12か月分支払われない可能性がございます。

Q.7

60歳で受給権は発生するが、受け取りは65歳としたい場合、現時点で何か手続きは必要ですか？

A

すぐに受け取りをされない場合は手続きは不要です。

- ただし、受け取りをしない期間も保有商品による運用が継続されますので、価格変動を避けたい場合は、元本確保型商品に預替を行うことをご検討ください。
- また、受け取りをしない期間の手数料について、年金資産から差し引かれる（自己負担になる）場合がございますので、ご注意ください。
- 厚生年金保険の第2号被保険者（企業に勤務されている方）は、企業型DCを資格喪失しても65歳までiDeCoに加入し掛金を拠出することが可能です。

Q.8

一部一時金で受け取って、残りはそのまま解約せず運用継続することができますか？

A

いいえ、できません。一時金ご請求時に残りの年金として受け取り始めるご指定が必要です。

- 受取方法は以下3パターンとなります。
 - ①全額を一時金で受け取り
 - ②一部を一時金、残りを年金で受け取り
 - ③全額を年金で受け取り
- 受け取り方につきましてはP.3をご確認ください。

Q.9

受取前や年金受給中に高度障害者になりました。どのような手続きが必要ですか？

A

三井住友信託確定拠出年金コールサービスにお電話ください。以下の要件を満たせば障害給付金として受給できます。

- 年金受給中に高度障害に該当した場合、障害給付金に変更いただけます。
- 高度障害には要件がございます。要件に該当した方のみお手続きいただけます。
 - 身体障害者手帳3級以上
 - 障害年金証書2級以上
 - 療育手帳（重度以上）
 - 精神障害者保健福祉手帳2級以上
- 障害給付金に変更した場合、非課税となります。該当してもお手続きを行わない場合、老齢給付金として給付時には源泉徴収が行われますので、必ずお手続きを行ってください。

Q.10

受取前や年金受給中に死亡しました。どのような手続きが必要ですか？

A

ご遺族に死亡一時金としてお受け取りいただけます。

- 受取前にお亡くなりになった場合、ご遺族に死亡一時金をご請求いただくこととなります。
- 年金受給中にお亡くなりになった場合、死亡一時金に変更し、ご遺族に死亡一時金を請求いただくこととなります。
- 年金受給者が死亡した場合、直ちに年金の支給を停止する必要がありますため、判明した時点で三井住友信託確定拠出年金コールサービスにお電話をお願いいたします。
- 受取人は相続放棄等に関わらず法令にて定められております。三井住友信託確定拠出年金コールサービスにてご確認をお願いいたします。
- 死亡一時金の受取人を予め指定することもできます。詳細はP.41をご参照ください。

Q.11

他の退職所得がない場合でも「退職所得の受給に関する申告書」を提出する必要はありますか？

A

はい、必要です。

- お受取になる確定拠出年金の一時金に対し退職所得控除（税制優遇）を適用するために必要な書類です。提出なしでも手続きはできますが、その場合当社では退職所得控除の適用処理は行わず、支払金額に対し、20.42%の所得税で源泉徴収して送金となります。この場合、後日ご自身による確定申告が必要となりますのでご注意ください。

Q.12

通知カードは、マイナンバー番号確認書類として利用できますか？

A

通知カードに記載されている情報が現在のものと一致しているもののみご利用いただけます。

- 住所・氏名等、登録情報と通知カードに表記されている情報が一致しないと利用できません。
- 通知カードがない場合は、マイナンバーカードの写しまたは個人番号付きの住民票の写し（マイナンバー記載ありの原本。発行から6か月以内のもの）を提出いただきます。

Q.13

75歳までに受け取らない場合どうなりますか？

A

75歳を超えても受け取りを行わない場合は、強制的に裁定が行われ、一時金のみを受け取りとなります。そのため、75歳の誕生日の3か月前までに請求手続きを行う必要があります。

- ▶ 病気や事故などにより、以下の受給要件に当てはまる障害状態に該当した場合は、老齢給付金ではなく障害給付金として受け取ることができます。

受給要件

障害基礎年金の受給者

身体障害者手帳(1級から3級までの者に限る)の交付を受けた者

療育手帳(最重度、重度の者に限る)の交付を受けた者

精神障害者保健福祉手帳(1級及び2級の者に限る)の交付を受けた者

! ご注意事項 障害の重度の判定・療育手帳の名称は居住地によって異なる場合がございます。

受け取り方法

- ▶ 受取方法は以下の3通りになります。**なお、いずれの方法を選択した場合も障害給付金は非課税となります。**

一時金	<p>これまで積み立てた資産の全額を一括して受け取る方法です。 《手数料について》給付事務手数料が給付金から差引かれて送金されます。 ※「裁定請求書(障害一時金)」の記入用紙はこちらからダウンロードできます。</p>
併給	<p>これまで積み立てた資産の一部を一時金、残りを年金として受け取る方法です。</p>
年金	<p>これまで積み立てた資産を複数回に分けて(分割して)受け取る方法です。年金で受け取りの場合は「年金計画作成のお知らせ」が別途必要となります。三井住友信託確定拠出年金コールサービスまでお問い合わせください。 《手数料について》年金の支給の際に毎回給付事務手数料が給付金から差引かれて送金されます。受け取り期間中も別途、所定の手数料がかかります。 ※ご退職された会社が負担する場合もございます。手数料の詳細(自己負担の有無・金額)については、「プランのポイント」で確認するか、三井住友信託確定拠出年金コールサービスまでお問い合わせください。</p>

※障害給付金の受取方法はプランによって異なりますので注意してください。詳細は「プランのポイント」で確認するか、三井住友信託確定拠出年金コールサービスまでお問い合わせください。

- ▶ 一度裁定請求を行い支給可能となった資産は、**障害の状態から回復した場合でも受け取ることができます。**
- ▶ 必要書類等の詳しいご案内は、**以下資料をご覧ください。**

https://www.smtb.jp/business/dc/DCmail/jimunews/shougai_seikyuu.pdf

QRコードで
読み込むことも
可能です



記入用紙はダウンロードして印刷し、 必要事項を記入して提出してください。

▶ 老齢給付金の請求方法、受取方法に応じて、それぞれ以下の書類の提出が必要です。●は提出が必要な書類です。
※ 提出いただいた書類の返却はできませんので、必要な方はコピーを取ってから提出してください。

入手方法	必要書類	受取方法			備 考
		全額を一時金で 受け取る場合	一部を一時金、 残りを年金で 受け取る場合	全額を年金 で受け取る 場合	
右記を クリックして ダウンロード	裁定請求書 (一時金)	●			⇒ 記入方法P.17
	裁定請求書 (年金・年金・一時 金併給)・(商品選 択一覧)		●	●	⇒ 記入方法P.13~P.14
	裁定請求書 (商品選択一覧) (別紙)		●*	●*	※(別紙)は保有商品が多い場合にご利用ください。
ご自身で準備	受取人の 印鑑証明書	●	●	●	本人確認のために必要です。弊社が不備のない書類を受付した時点で発行日から3か月以内の原本を提出してください。(コピーは不可)
	受取人の 個人番号カード (両面) ※マイナンバー関 係書類貼付台紙 に貼り付けて提 出してください。	●	●	●	マイナンバーの番号確認および身元確認のために受取人の個人番号カード(両面のコピー)が必要です。弊社が不備のない書類を受付した時点で有効期限内のものを提出してください。 個人番号カードをお持ちでない場合 マイナンバーの番号確認および身元確認のためP.8に記載している①番号確認書類のいずれか、と②身元確認書類のいずれか2点の提出が必要です。
右記を クリックして ダウンロード	退職所得の 受給に関する 申告書	●	●		お受取になる確定拠出年金の一時金に対し退職所得控除(税制優遇)を適用するために必要な書類です。提出なしでも手続きはできますが、その場合当社では退職所得控除の適用処理は行わず、支払金額に対し、20.42%の所得税で源泉徴収して送金となります。この場合、後日ご自身による確定申告を行うことで退職所得控除の適用が可能です。 ⇒ 記入方法P.19~P.29
退職手当等の 支払元となる 勤務先や金融 機関等より発行	他の退職所得の 源泉徴収票・ 特別徴収票 (又はそのコピー) ※退職所得の源泉 徴収票・特別徴 収票貼付台紙に 貼り付けて提出 してください。	●	●		他の退職手当等からの所得がある旨を「退職所得の受給に関する申告書」に記入した際に、提出します。上記申告書が正しく記入されているか確認するため、必ず弊社への提出が必要です。源泉徴収票が手元がない場合は、発行元に再発行を依頼してください。現在手続き中でまだお手元に届いていない「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」がある場合は、発行されるのを待ってから書類を提出してください。本年および前年以前19年以内に退職所得(退職金)のお受け取りがない方は提出が不要です。
必要に応じて 右記をクリック してダウンロ ード	運用指図書 諸変更届	提出いただく確認書類等と登録住所や氏名が相違している場合、登録内容の変更が必要になります。変更が必要な場合、ご提出ください。記入方法および添付書類等の詳細についてはP.39~41をご参照ください。 ※iDeCoの方は当書類による変更手続きは行うことができません。			

本年および前年以前19年以内の「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」(又はそのコピー)は**全て**ご提出ください。

次ページに退職所得の受給に関する申告書と他の退職所得の源泉徴収票・特別徴収票に関する注意事項をまとめておりますので、ご確認ください。

退職所得の受給に関する申告についての注意事項

まずはじめに



DCの老齢一時金受取年と同年および前年以前19年以内に他の退職所得を受け取っている場合、またはこれから受け取る予定がある場合には、**必ず「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」(以下源泉徴収票)を添付する必要があります。**なぜなら、退職所得の税計算のために、既に使用した退職所得控除額を考慮して今回使用できる退職所得控除額を決定するためです。お客様がこれまで受け取られた退職金等の課税状況を確認し、適切な税務申告をするために源泉徴収票も必ず提出いただく必要がありますので、ご退職時に受取った源泉徴収票は無くさないよう大切に保管をお願いします。

Q 源泉徴収票の提出が漏れてしまったらどうなりますか？

A 退職所得の税計算において、過去に受け取っている退職所得で使用された控除額が考慮されません。後日、提出が漏れたことが発覚した場合、納税額の補正の際に追納分が発生した場合はお客様のご負担になります。

Q 源泉徴収票が複数ありますが、すべて添付する必要がありますか？

A 本年および前年以前19年以内に他の退職所得を複数受け取っている場合、それらすべての退職所得控除額を考慮して税計算しなくてはならないため、すべての源泉徴収票を添付する必要があります。

Q 源泉徴収票を失くしてしまいました。

A 再発行の手続きが必要になりますので、以前お勤めされていた会社担当者へご連絡をお願いいたします。

※やむを得ず再発行ができない場合(以前お勤めされていた会社の消滅等)には、三井住友信託確定拠出年金コールサービスまでご連絡ください。【0120-99-4143】

裁定請求書に本年および前年以前19年以内の源泉徴収票と「退職所得の受給に関する申告書」の両方を提出していただく必要があります。

平成27年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票					
支払を 受ける者	住所又は居所 東京都台東区上野9-8-7	支払金額	源泉徴収税額	特別徴収税額	源泉徴収税
平成26年1月1日の住所 氏名	同上				
区分	年金 D子				
源泉徴収票 第1号(第1号受給者) 源泉徴収票 第2号(第2号受給者) 源泉徴収票 第3号(第3号受給者)	3,000,000	0	0	0	0
退職所得控除額	600				
勤続年数	15	退職年月日	2000年4月1日	退職年月日	2015年3月31日
支払者	住所(居所)又は所在地 東京都千代田区丸の内888 氏名又は名称 ABC信託銀行株式会社				
整理番号	① K000002 0000004 ② 900025-0000031-0000074367 ③ 20090228				

年分 退職所得の受給に関する申告書 兼 退職所得申告書	
年分	2015年
所得の種類	退職所得
所得金額	3,000,000
控除額	600
課税所得金額	2,999,400
源泉徴収税額	0
特別徴収税額	0
合計	0

申告書と源泉徴収票、
両方提出が必要です!

運用指図者諸変更届に関するご案内

❗ 企業型DC専用帳票になります。iDeCo(個人型DC)については使用できません。iDeCoについて、登録情報の変更・死亡一時金受取人指定を行う場合は、iDeCoの取扱金融機関にお問い合わせください。

▶ 運用指図者諸変更届で、登録住所や氏名等の変更をすることができます。

▶ 運用指図者諸変更届で、死亡一時金の受取人を予め指定することもできます。

確定拠出年金の死亡一時金の受取順位は、確定拠出年金法に基づきます。そのため、遺言の内容は確定拠出年金の受取順位には反映されず、確定拠出年金法に定める受取人の中で最も上の順位の遺族に死亡一時金請求の権利が発生いたします。生前に死亡一時金の受取人を指定していた場合には、法の順位に関わらず指定されたものが受取人になります。受取人の指定をすることにより、死亡一時金の受取人を指定することができるだけでなく、ご遺族様にご提出いただく書類を一部簡略化することができます。

● 変更・登録箇所に応じた添付資料が必要です。詳細は次のページをご参照ください。

● 記入用紙は[こちら](#)からダウンロードできます。

20042 確定拠出年金
運用指図者諸変更届

記入上のご注意

● 訂正の際は、訂正箇所を二重線で抹消し、氏名欄横の印と同じ印鑑で訂正印を押印のうえ、正しい内容を余白にご記入ください。

● 修正液や修正テープを使用した場合は受付できません。

● 黒のボールペンでご記入をお願いいたします。(消せるボールペンは不可)

● まもなく裁定請求をする場合は、裁定請求書一式に同封してご提出ください。

届出年月日 (西暦) ★ 20 年 月 日

御中

運営管理機関名 ★

プラン番号 ★ プラン名 ★

企業コード ★ 企業名 ★

住所 ★ (変更時は新旧住所)

氏名カナ ★ (変更時は旧氏名)

氏名漢字 ★ (変更時は旧氏名)

加入者番号 ★

印

異動事由 (50) 個人属性変更

変更のある項目のみ、変更後内容を記入欄にご記入下さい。

基礎年金番号 ※

氏名カナ ※

氏名漢字 ※

フリガナ

住所 ※

電話番号 () - () FAX番号 () - ()

死亡一時金受取人 ※

氏名カナ

氏名

性別 1: 男 2: 女 生年月日 (西暦) 年 月 日

続柄 1: 配偶者 2: 子 3: 父母 4: 孫 5: 祖父母 6: 兄弟姉妹

住所

記入日をご記入ください。

「年金計画作成のお知らせ」の1枚目・「確定拠出年金・残高のお知らせ」等をご参照ください。

現在登録されている住所、氏名カナ、氏名漢字をご記入ください。認印でも結構ですので、押印ください。

登録内容に変更がある場合は、変更がある項目のみ、変更後の内容をご記入ください。

死亡一時金の受取人を指定したい場合は、こちらにご記入ください。なお、「1: 配偶者」は原則第一順位ですので、改めてご提出いただく必要はございません。

① 住所や電話番号を変更するお手続き

▶ お手続き手順

- (1) 「運用指図者諸変更届」に新住所(または電話番号)を記入し、氏名横に朱肉印を押印してください。
- (2) 以下の書類をP.38の宛先用紙をご利用のうえ、切手を貼って郵送してください。
 - ・ 「運用指図者諸変更届」
 - ・ 次項目に記載している添付必要書類をいずれか1点
- (3) お手続き完了の通知はありませんので、NRKのWeb「基本情報照会」画面でご確認ください。

○ 添付必要書類

新住所が確認できる本人確認書類 (いずれか1点)

- ・ 運転免許証(裏面に新住所の記載がある場合には表・裏両方のコピーが必要)
- ・ 健康保険被保険者証(住所・氏名・生年月日の確認できる箇所のコピー)
※記号・番号・保険者番号をマスキング(黒塗り)してからご提出ください
- ・ 年金手帳(住所・氏名・生年月日の確認できる箇所のコピーに限る)
- ・ 個人番号カード(写真のある表面のみ)
- ・ パスポート(2020年2月3日以前に発給申請された日本政府発行のものに限る。顔写真ページと住所が記載された所持人記入欄のコピー)
- ・ 住民票(発行日より3か月以内の原本またはコピー)
- ・ 印鑑登録証明書(発行日より3か月以内の原本またはコピー) 等

② 氏名を変更するお手続き

▶ お手続き手順

- (1) 「運用指図者諸変更届」に新氏名・フリガナを記入し、氏名横に変更前の氏名の朱肉印を押印してください。
- (2) 以下の書類をP.38の宛先用紙をご利用のうえ、切手を貼って郵送してください。
 - ・ 「運用指図者諸変更届」
 - ・ 戸籍記載事項証明書または戸籍抄本(3か月以内の原本)および住所を確認できる上記①に記載されている本人確認書類
※ただし、新旧の氏名が記載され氏名変更の事実を確認できる場合は戸籍記載事項証明書・戸籍抄本に替えて運転免許証・健康保険証のコピー等も可です。必ず新旧両方の氏名を確認できる箇所の写しをお送りください。
- (3) お手続き完了の通知はありませんので、NRKのWeb「基本情報照会」画面でご確認ください。

③ 確定拠出年金で登録されている基礎年金番号を修正するお手続き

▶ お手続き手順

- (1) 「運用指図者諸変更届」に正しい基礎年金番号を記入し、朱肉印を押印してください。
- (2) 以下の書類をP.38の宛先用紙をご利用のうえ、切手を貼って郵送してください。
 - ・ 「運用指図者諸変更届」
 - ・ ①に記載されている本人確認書類
- (3) お手続き完了の通知はありませんので、NRKのWeb「基本情報照会」画面でご確認ください。

④ 死亡一時金の受取人を指定するお手続き

▶ お手続き手順

- (1) 「運用指図者諸変更届」の「死亡一時金受取人」欄に記入し、朱肉印を押印してください。
- (2) 以下の書類をP.38の宛先用紙をご利用のうえ、切手を貼って郵送してください。
 - ・「運用指図者諸変更届」
 - ・前頁①に記載されている本人確認書類
- (3) お手続き完了の通知はありませんので、NRKのWeb「基本情報照会」画面でご確認ください。

○死亡一時金受取人について〔確定拠出年金法 第41条より〕

- (1) 加入者等ご本人が配偶者、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹の中から死亡一時金の受取人を指定していた場合は、その指定されていた遺族が受取人となります。
- (2) 加入者等ご本人が死亡一時金の受取人を指定していなかった場合は、以下に定める先順位の遺族となります。
 - ① 配偶者
 - ② 子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹であって、死亡の当時、主としてその収入によって生計を維持していた方
 - ③ 上記②の方のほか、加入者等ご本人の死亡の当時、主としてその収入によって生計を維持していた親族（6親等以内の血族、3親等以内の姻族）
 - ④ 子、父母、孫および兄弟姉妹であって、上記②に該当しない方

※①～④の順位となり、同じ順位内の方が複数名いる場合は、その順位内で一番先に記載されている方が先順位となります。父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順となります。なお、配偶者には事実上婚姻関係と同様の事情にあった方も含みます。

○ご留意点

- ① お手続き後に別の受取人へ変更する場合や登録を取消す場合（確定拠出年金法上の順位どおりの受取人とする場合）は、再度お手続きが必要になります。弊社までご連絡ください。

※受取人についてはご自身で管理していただき、ご家族状況の変化等により受取人変更が必要になった場合は、速やかにお手続きをお願いいたします。（指定している受取人はNRKのWeb「基本情報照会」画面や「確定拠出年金・残高のお知らせ」でご確認いただくことができます。）
- ② 死亡一時金受取人を複数人指定する場合は、人数分の書類をご提出いただく必要があります。いくつかご留意点がありますので、書類をご提出前に三井住友信託確定拠出年金コールサービスまでお問い合わせください。
- ③ 死亡一時金受取人を指定すると、他の企業型または個人型の確定拠出年金制度へ移換したとしても、その後変更手続きを行わない限り、その受取人の登録が引継がれます。
- ④ 受取人が死亡一時金を請求する際には、所定のお手続きが必要となり、ご本人との関係を確認できる書類をご提出いただくこととなります。ご本人がお亡くなりになった時点で、登録された受取人が確定拠出年金法に定める死亡一時金を受取ることができる遺族に該当しない場合は、その方は給付金を受取ることができず、確定拠出年金法上の順位どおりの受取人となります。あらかじめご了承ください。

企業型確定拠出年金運用指図者の皆様へ

三井住友信託銀行が提供する 確定拠出年金 運用指図者サービスご利用規定

三井住友信託銀行(以下、当社といいます)は、当社を運営管理機関とする企業型確定拠出年金制度(以下、プランといいます)に属する運用指図者の皆様に、下記で定めるサービスをご提供いたします。本サービスは、運用指図者の皆様に、必要なお手続きを行っていただくためのものです。内容をよくお読みになって十分ご理解の上ご利用いただきますようご案内申し上げます。

第1章 総則

第1条(利用資格者)

1. 運用指図者サービスの利用資格者には、プランの運用指図者が該当します。
2. 確定拠出年金に資産がある状態で運用指図者が死亡した場合、当該運用指図者の遺族が利用資格者となります。

第2条(サービスの概要)

1. 運用指図者サービスとは、運用指図者が勤務していた企業に代わって、運用指図者に必要な各種手続きについて、書類送付、書類受付、確認、日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社(以下、NRKといいます)への送付等を行うサービスです。
当社は、三井住友信託確定拠出年金コールサービス(以下、コールセンターといいます)を窓口として本サービスを提供します。
2. コールセンターのご利用時間及び書類送付にかかる郵便料金の負担については、別途定める「確定拠出年金 運用指図者サービス 所定事項」によるものとします。

第3条(サービス項目)

本サービスでは、企業に代わって次の手続きに対応いたします。

- ① 運用指図者属性変更手続きの受付
- ② 運用指図者のユーザーID・暗証番号再発行手続きの受付
- ③ 老齢給付金、障害給付金裁定請求手続きの受付
- ④ 死亡一時金裁定請求手続きの受付
- ⑤ 年金計画の変更の受付

第2章 サービスの詳細

第4条(運用指図者属性変更手続き)

1. NRKに登録されている、住所、電話番号、氏名等の所定の届出事項に変更があった場合には、当該運用指図者は速やかにコールセンターへ連絡するものとします。(住所・電話番号・氏名の変更については、NRKWebサービスを利用してご自身で変更することも可能です)
2. コールセンターでは、当該運用指図者へNRK所定の届出書等を送付しますので、運用指図者は当該届出書等を受領後速やかに必要事項を記入して必要な書類(必要な書類はコールセンターからご案内します)を添付のうえ当社へ提出することにより、変更を届出るものとします。
3. 前項の届出を受付後、当社は所定の確認を行い、NRKへ送付し、NRKにおいて手続きを行います。ただし、当社及びNRK所定の確認の結果、届出書等に不備があった場合は当該運用指図者へ届出書等の再提出等を依頼する場合があります。
4. 前2項による方法のほか、変更項目により当社が判断のうえ電話等での届出により変更を受付ける場合があります。

第5条(ユーザーID・暗証番号再発行手続き)

1. 運用指図者が、NRKに登録されているユーザーID又は暗証番号を喪失あるいは失効した場合には、当該運用指図者は速やかにコールセンターへ連絡するものとします。
2. コールセンターでは、NRK所定の項目により本人確認を行い、再発行手続きを受付けます。(ユーザーID・暗証番号再発行手続きについては、Webを利用してご自身で手続きすることも可能です)
3. 前2項による方法のほか、当該運用指図者へNRK所定の依頼書等を送付し、運用指図者は当該依頼書等を受領後速やかに必要事項を記入して必要な書類(必要な書類はコールセンターからご案内します)を添付のうえ当社へ提出することにより、再発行を届出することも可能です。
3. 前項の届出を受付後、当社所定の確認の後、NRKへ送付し手続きを行います。ただし、当社及びNRK所定の確認の結果、依頼書等に不備があった場合、当該運用指図者へ依頼書等を返送して再提出等を依頼する場合があります。

第6条(老齢給付金、障害給付金裁定請求手続き)

1. 運用指図者が老齢給付金、障害給付金の裁定請求を希望される場合、コールセンターへ連絡するものとします。
2. コールセンターでは、裁定請求の内容に応じて、当該運用指図者へNRK所定の裁定請求書等を送付しますので、運用指図者は当該裁定請求書等を受領後速やかに必要事項を記入して必要な書類(必要な書類はコールセンターからご案内します)を添付のうえ当社へ提出することにより、裁定請求を行うものとします。
3. 受付後、当社所定の確認の後、NRKへ送付し手続きを行います。ただし、当社及びNRK所定の確認の結果、裁定請求書等に不備があった場合、当該運用指図者へ裁定請求書等を返送して再提出等を依頼する場合があります。

第7条(死亡一時金裁定請求手続き)

1. 確定拠出年金に資産がある状態で運用指図者が死亡した場合、当該運用指図者の遺族は速やかにコールセンターへ事態を連絡するものとします。
2. コールセンターでは、遺族へNRK所定の裁定請求書等を送付しますので、遺族は当該裁定請求書等を受領後速やかに必要事項を記入して必要な書類(必要な書類はコールセンターからご案内します)を添付のうえ当社へ提出することにより、裁定請求を行います。
3. 受付後、当社所定の確認の後、NRKへ送付し手続きを行います。ただし、当社及びNRK所定の確認の結果、裁定請求書等に不備があった場合、遺族へ裁定請求書等を返送して再提出等を依頼する場合があります。

第8条(死亡一時金を受取る遺族の範囲及び順位)

1. 死亡一時金を受けることができる遺族は、次に掲げる各号に該当する者となります。ただし、死亡した者が、死亡する前に、配偶者(届出をしていないが、死亡した者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあったものを含む。以下同じ)、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹のうちから死亡一時金を受ける者を指定してNRKに対して提示していた場合は、その提示したところによります。
 - ①配偶者
 - ②子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた者
 - ③前号に掲げる者のほか、死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - ④子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって第2号に該当しない者
2. 前項本文の場合において、死亡一時金を受けることができる遺族の順位は、同項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちあっては、同号に掲げる順位によります。この場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順となります。
3. 前項の規定により死亡一時金を受けることができる遺族に同順位者が2人以上あるときは、死亡一時金は遺族の間で定めた代表受取人に一括して支給します。
4. 死亡一時金を受けることができる同順位者が2人以上あるときは、その1人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなします。
5. 死亡一時金を受けることができる遺族がないときは、死亡した者の個人別管理資産額に相当する金銭は、死亡した者の相続財産とみなします。
6. 死亡一時金を受けることができる遺族による当該権利の裁定の請求が死亡した者の死亡の後5年間ないときは、死亡一時金を受けることができる遺族はないとみなして、前項の規定を適用します。

第9条(年金計画の変更)

1. 年金計画の変更とは、老齢年金又は、障害年金で受給を行っている運用指図者が、所属している企業型確定拠出年金規約の条件を満たした場合に、当該運用指図者の希望によって年金計画の変更を行う手続きです。
2. 年金計画の変更を希望し、企業型年金規約の条件を満たす運用指図者は、コールセンターへ連絡するものとします。
3. コールセンターでは、年金計画の変更の内容に応じて、当該運用指図者へNRK所定の裁定請求書等を送付しますので、運用指図者は当該裁定請求書等を受領後速やかに必要事項を記入して必要な書類(必要な書類はコールセンターからご案内します)を添付のうえ当社へ提出することにより、年金計画の変更を行うものとします。
4. 受付後、当社所定の確認の後、NRKへ送付し手続きを行います。ただし、当社及びNRK所定の確認の結果、裁定請求書等に不備があった場合、当該運用指図者へ裁定請求書等を返送して再提出等を依頼する場合があります。

第3章 免責事項等

第10条(免責事項)

1. 次の各号の事由によりコールセンターの全部又は一部が停止し、取扱に遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
 - ①災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき
 - ②当社の責めによらない回線工事等が発生したとき
 - ③当社が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線等に障害や機能低下が生じたとき
 - ④通信機器、回線等の故障等、当社の責めに帰すことができない事由があったとき
2. 運用指図者及び第1条第2項に定める運用指図者の遺族がコールセンターへの連絡を行わなかったこと、あるいは、必要な書類の提出を行わなかったことにより、取扱に遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当社は一切責任を負いません。

第11条(サービス提供の中止)

1. 運用指図者のプランにおける資産がなくなったときは、当社は本サービスの提供を中止します。
2. 第1条第2項に定める運用指図者の遺族について、死亡一時金の受取りが完了し、確定拠出年金における資産がなくなったときも、当社は本サービスの提供を中止します。

第12条(規定、サービスの変更など)

1. 当社は、本規定の内容及び別途定める所定事項について、事業主との話し合いに従い運用指図者等に事前に通知することなく変更することがあります。その場合は、変更日以降は、変更後の規定及び所定事項に従い取り扱うものとします。
2. 当社は事業主との話し合いにより、本サービスの全部又は一部を運用指図者等への予告なく追加、変更又は停止することがあります。
3. 前2項の変更等によって、運用指図者等に損害が生じたとしても、当社は一切責任を負いません。

確定拠出年金 運用指図者サービス 所定事項

「確定拠出年金 運用指図者サービスご利用規定」第2条第2号に基づき、下記に「確定拠出年金 運用指図者サービス所定事項」を定めます。「確定拠出年金 運用指図者サービスご利用規定」と併せてよくお読みいただき、十分ご理解いただいた上でご利用いただけますようお願いいたします。

○ご利用時間について

【三井住友信託確定拠出年金コールサービス】

最新のオペレーター受付時間は「三井住友信託ライフガイド」のお問い合わせ先をご確認ください。

なお、事前に運用指図者等への予告なくサービスの提供を停止することがあります。

○書類送付にかかる郵便料金の負担について

書類送付にかかる郵便料金については、原則として、当社から運用指図者へ送付する場合には、当社の負担とし、運用指図者から当社へ送付いただく場合には、運用指図者の負担とします。

これは、第1条第2項に定める運用指図者の遺族についても同様とします。

ご提出前に、該当の受取方法に応じて提出書類をチェックしてください。
留意事項については、P.7～8「必要書類の準備」をご確認ください。

全額を一時金で受け取る場合

- 裁定請求書(一時金)
●記入見本P.17をご参照ください。
- 受取人の印鑑証明書(発行から3か月以内の原本)
- 個人番号カード(両面)(写し)等
●個人番号カードをお持ちでない方はP.8をご参照ください。
- 退職所得の受給に関する申告書
- 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票(又はその写し)
●退職所得の受給に関する申告書を提出される方は、退職所得の源泉徴収票・特別徴収票(またはその写し)をすべて提出してください。本年および前年以前19年以内に退職所得(退職金)のお受け取りがない方は提出が不要です。

全額を年金で受け取る場合

- 裁定請求書(年金、年金・一時金併給)
●記入見本P.13～14をご参照ください。
- 裁定請求書(商品選択一覧)
●保有商品が多い場合は、裁定請求書(商品選択一覧)(別紙)をご利用ください。
- 受取人の印鑑証明書(発行から3か月以内の原本)
- 個人番号カード(両面)(写し)等
●個人番号カードをお持ちでない方はP.8をご参照ください。

一部を一時金、残りを年金で受け取る場合

- 裁定請求書(年金、年金・一時金併給)
●記入見本P.13～14をご参照ください。
- 裁定請求書(商品選択一覧)
●保有商品が多い場合は、裁定請求書(商品選択一覧)(別紙)をご利用ください。
- 受取人の印鑑証明書(発行から3か月以内の原本)
- 個人番号カード(両面)(写し)等
●個人番号カードをお持ちでない方はP.8をご参照ください。
- 退職所得の受給に関する申告書
- 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票(又はその写し)
●退職所得の源泉徴収票・特別徴収票(又はその写し)は全て提出してください。本年および前年以前19年以内に退職所得(退職金)のお受け取りがない方は提出が不要です。

※代理人記入、代理人請求、非居住者請求、障害給付金請求等の場合は、上記以外の書類も必要となることがあります。詳しくは三井住友信託確定拠出年金コールサービスまでお問い合わせください。

お問い合わせ先

▶ 三井住友信託確定拠出年金コールサービス

0120-99-4143

通話料無料 携帯電話・公衆電話からも利用可

▶ 三井住友信託ライフガイド



三井住友信託ライフガイド

検索

- ◆最新のオペレーター受付時間は「三井住友信託ライフガイド」のお問い合わせ先をご確認ください。
- ◆お客様の電話・回線のご契約状況により、繋がらない場合があります。
- ◆お問い合わせの際は、「0から始まる加入者番号」をオペレーターにお伝えください。
- ◆加入者番号は、ご加入の際に配付されたハガキや「確定拠出年金・残高のお知らせ」などに記載されています。

